

## 平成28年度 第3回 市川市自立支援協議会

日 時：平成28年11月8日（火）  
午後1時30分～3時30分

場 所：大洲防災公園管理事務所2階  
会議室

### 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について  
(資料1-1～4)
- 3 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について  
(資料2)
- 4 次期障害者計画策定に関するプロジェクトチームの設置について  
(資料3-1・2)
- 5 その他  
(資料4-1～5)
- 6 閉会

相談支援部会

H28.11.8 (火)

部会実施報告

第4回 7/21 (月) / 第5回 9/2 (金) / 第6回 10/5 (水)

## 1.各関連会議からの報告 (別紙 参照)

- ・市川市障害児者相談支援事業所連絡協議会 (Is-net)
- ・権利擁護連絡会
- ・地域移行支援協議会
- ・障害児支援連絡会
- ・重心サポート会議

## 2.今期取組について

今期初めに立てた計画をもとに部会メンバーにて、担当分けし取組始める

## (1) 人材確保・育成

## ①行政主催による各事業者に対する意見交換 (現状と課題の共有)

- ・セルフプラン数について (現状と今後について)
- ・行政としての取組、見解
- ・事業者としての見解

⇒実施に向け調整中

## ②各サービス事業との相互理解と共有 (別紙 参照)

「計画相談の理解」をテーマに相談支援現状と課題の共有、相互の連携を図ることを目的とし9つの部会関連会議との情報交換し課題の抽出を行う

⇒生活支援部会 (11/14)・就労支援部会 (11/17) 部会を通し関連会議へ依頼  
順次、各担当者とは日程調整

## (2) ガイドライン改訂・研修

## ①ガイドライン改訂

- ・権利擁護の項目 (障害者虐待、障害者差別、後見) を追加及び見直し
- ・「いちされん」「そら」の追加
- ・ライフサポートファイルの追加検討
- ・作成等協力者の掲載検討
- ・アクションプランの掲載検討

## ②ガイドライン研修 (別紙 参照)

開催予定：第1回 H29.1.13 (金) 理念・意義等 振り返り、グループワーク

第2回 H29.2.10 (金) 権利擁護、関係機関の役割 グループワーク

第3回 H29.3.10（金）事例検討 精神疾患について グループワーク  
介護保険 主任介護支援専門員研修資格要件研修の検討

(3) グループスーパーヴィジョン 半期報告

○事例について

- ・発達障害や子ども、母子家庭に関するケースが多いと感じた
- ・本人の所属以外での繋がる場所の必要性
- ・自分の支援を客観的に見てもらえる場で、反省と今後の対応に繋がられた
- ・アセスメントの弱さを教えてもらい成長する機会となった

○運営について

- ・事例提出についての課題
- ・地域全体で課題の共有化ができる場があるとのいうのは有意義
- ・GSVの場で伝えたことが上手く伝わっておらず、その場で伝えることの限界
- ・その後の結果などを報告してもらえれば、対応策をとることができる
- ・行政のほうから、GSVの場で、その支援に対する評価をしても良いのでは

○課題

- ・行政や関係機関と連携
- ・計画相談の枠を越えているものが多いと感じる
- ・利用支援を中心に基本相談のなかでどこまでやるのか
- ・市町村相談の役割を改めて考える必要があるのでは
- ・セルフプランの弊害
- ・サービスに繋がらない人が多いと感じた

(4) その他

- ・チャレンジ国分民営化について
- ・ライフサポートファイルについて
- ・障害者週間 I♡あいフェスタについて
- ・メンタルサポートセンターについて

## I 初任者向け基礎講座

### **【第2回】**

日時：平成28年7月15日（金）16：00～17：30

場所：勤労福祉センター（本館）第4会議室

内容：「相談支援ってどう進めるの？」～実務の手順と内容

参加人数：20名

### **【第3回】**

日時：平成28年8月30日（火）16：00～17：30

場所：勤労福祉センター（本館）第4会議室

内容：「どんな支援やサービスがあるの？」～福祉支援とサービスの概要～

参加人数：16名

### **【第4回】**

日時：平成28年9月16日（金）16：00～17：30

場所：勤労福祉センター（本館）第4会議室

内容：「計画を作ってみよう」～演習①～

参加人数：17名

## II 第3回幹事会

日時：平成28年9月5日（月）10：00～11：30

場所：市川市南八幡メンタルサポートセンター

出席者：保戸塚、佐藤、上田、西野、河田、新福、坂本、渡辺、中里、（岡林） 10名

<議題>

### 1. 講師謝礼金について

来年度に向け、謝礼金についての規程を作成する。

### 2. 11月情報交換会について

11月（金）16：00～18：00に実施予定。内容については①市川市からの情報提供②グループディスカッション（質疑応答等）③新規事業所紹介を予定。

### 3. 12月研修会（事例演習）・懇親会について

9月ぶっちゃけ会にて参加者から実際に困っている事や困難ケースを吸い上げ、それをもとに事例を検討する事となる。

#### 4. CSKについて報告

- ①9月14日役員会に出席予定（市坪）。
- ②8月末に会費の支払いをし、入会手続きが完了している。また、市内で先行してCSK会員になっている事業所があり、その事業所については重複して会費を払ってしまっている。CSKから先行して入会している事業所については、事業所での会員登録をなくす場合は会費の返金も可能との事。それについては各事業所に伝達をし事業所に判断してもらう事となる。
- ③役員会出席時の交通費について「交通費請求書」の書類を作成した為、その都度記入し会計に提出する。書式はHPよりダウンロードし使用する。

#### 5. ぶっちゃけ会について

下記Ⅲ参照

#### 6. その他

- ①前回の幹事会にて障害児に対する地域生活支援事業の支給決定について、障害者支援課の窓口で申請者（保護者）へ申請理由や計画相談利用状況を確認してもらう事は出来ないかといった意見に対しての回答。
  - 支給決定について障害者支援課から相談支援事業所に連絡をする事は可能だが、申請時に窓口で相談員に相談をしてから申請するよう伝える事は困難。また申請時には支給量の追加理由について記入するよう指示はしているが、支給量について基準が決められず適切な支給量の判断が付きにくい。（渡辺委員）
  - 利用しているサービス提供事業所からの助言で申請している事も多くあると思われ、サービス提供事業所と相談員の連携についても課題。（保戸塚会長）
- ②給付費の変更時に市川市に提出する書類に「変更の理由」の欄が追加されていた。市川市からそれについて情報提供はなかったが、変更の理由については誰が記入すれば良いのか。サービス利用の変更があった場合に必要な書類について再度教えてほしい。
  - 11月情報交換会で情報提供出来るよう検討。（渡辺委員）
- ③相談支援部会より
  - ・1月より3回に分けガイドライン研修を実施。is-netへも協力依頼があると思われる。
  - ・特別支援学校の父兄への説明会にて相談支援について話してほしい事柄を部会から障害者支援課へ提案したいとの事。それについてis-netからも意見をあげる。
    - 障害者支援課からどのような説明をしているのかは不明だが、保護者があまり理解していない状態で相談支援の依頼の連絡をもらう事が多い。
    - 一度の説明で相談支援を理解する事は難しいと思われる為、早い段階から説明を始めて欲しい。

→先生にも相談支援について理解を深めてほしい。

## 7. 次回予定

11月9日（水）10:00～メンタルサポートセンター

## Ⅲ ぶっちゃけ会

日時：平成28年9月26日16:00～18:00

場所：南八幡ワークス

内容：①「専門性とは…『法の理解と相談支援専門員の仕事』について」

②グループワーク「今、ぶっちゃけ困っている事」

②KJ法を使用し、困っている事について共有。

以下内容

### 【連携について】

- ・担当国会議の日程調整が困難
- ・担当国会議に人が集まらない
- ・変化のない利用者さんに対しての担当国会議の必要性
- ・医療との連携の難しさ
- ・困難ケースに対してのバックアップ体制
- ・チーム作り
- ・個別支援計画がもらえない
- ・一方的に解約をしてしまった事業所があった

### 【本人に対して】

- ・暴言が酷い方へのサービス
- ・毎日電話がある
- ・障害受容が出来てない方へのサービスの提案
- ・本人の気持ちがなかなか決まらない
- ・意思決定が出来ない方へのサービス
- ・サービス調整してもキャンセルが多い

### 【家族に対して】

- ・相談支援専門員への期待が大きすぎる（なんでも叶えてくれると思っている）
- ・両親の高齢化
- ・両親の意見が強く本人の希望が反映できない

### 【相談支援専門員自身について】

- ・自分のモチベーションをどう維持するか
- ・相談支援としてどこまで関わるのか
- ・どこに相談したらいいかわからない
- ・抱え込んでしまう
- ・困難ケースになった時どうしたらいいか
- ・時間がない
- ・アセスメントに時間がかかる
- ・見立ての力量不足
- ・インフォーマルサービスへの知識不足
- ・リハビリへの知識不足
- ・資源の開拓
- ・必要なサービス事業所が見つからない
- ・短期目標と長期目標を決めるのが難しい

#### 【行政・地域について】

- ・新規利用者を丸投げにする事がある
- ・地域づくり
- ・課題やニーズを当事者意識にしてもらえる仕組み
- ・個別支援計画とサービス利用計画書の更新時期が異なる時
- ・担当者によって意見が違う。
- ・障害から介護へのスムーズな移行
- ・生保の方の相談・法律関係
- ・入浴介助をする生活介護事業所がない
- ・身体障害の方の受け入れ先がない
- ・医ケアの方の受け入れ先がない

以上

1. 9月1日定例会の報告

参加者 後見相談担当室 家族会4団体 場所 メンタルサポートセンターにて  
社協後見相談担当室より報告

・市民後見人養成講座について

市民後見人養成講座説明会の報告 市内2カ所の説明会に80人強の方が参加。うち、24名の方が、講座参加を申し込み。9月末の第2次選考を経て、10月22日～講座が始まる。

第三者後見人の割合が、親族後見人の割合をはるかに超え、七割に達し、市民後見人の必要性はますます高まっている。(最高裁資料より)

ただし千葉家裁では市民後見人選任のスピードは足踏み状態。

とともに、社協の法人後見の受任状況も、千葉県全体では、あまり増えていない。

養成講座を受けた人について、どこで実務研修などをしていくか、そして、いつの段階で、独立していくかが、今後の課題。

・法人後見受任の状況

後見相談担当室では、この4月より、法人後見が始まり、1人の受任が決まった。これからも続く予定。

・市民後見人養成講座の一枠を、家族会にいただけることになった。

30分を松の木会の家族からの体験発表、30分を、家族会作成の冊子「障がいのある人と成年後見～家族の思いを伝える～」の説明。

2. 障害者向け後見紙芝居の作成

高齢者向け成年後見紙芝居がとても好評だったことにより、障害者版も作成することになり、原案について、4団体が協力をする事になった。

知的障害と精神障害の二つのケースをもとに、その人の気持ちや生活を大事にして、地域に暮らすためにどうしたらよいか、後見取得も含めて、後見相談担当室に相談に行くまでの経過を作成中。現在、原稿完成。社協さんにより絵が作成されている。

初お目見え 11月18日、後見セミナーにて。その後、貸出などもしていく。

3. 後見セミナーについて (添付あり)

・日時 11月18日(木) 10時～12時半

・場所 男女共同参画センターにて

・講演 東濃成年後見センター事務局長 山田隆司さん

※全国でも最も早い段階で、後見センターを立ち上げ、積極的に法人後見を推進してきた。現在、受任件数は200件を超える。社会福祉士の視点を生かして、身上監護を大切にして、後見活動を行っている。参加を募っています。

研修会【後見セミナー】のご案内

# 「判断能力が不十分な方を支えるということ」

## ～権利擁護としての成年後見制度～

市川市社協による後見相談担当室は、今年度より念願の法人後見を開始、またこの秋からは市民後見人養成講座も始まります。

毎年大勢の方が参加くださっている後見セミナーの今年度の講師は山田隆司さんです。講師が事務局長を勤める東濃成年後見センターは、全国でも最も早く開設された後見センターで、すでに大変多くの方々の後見を受任しています。山田隆司さんは、社会福祉士としての視点を生かし、身上監護を重視した後見活動を積極的に展開していらっしゃいます。

市川にとって、多くの示唆を得ることができる講演だと思います。ぜひ、お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

記

★日 時 平成28年11月18日（金） 午前10時～午後12時30分

（お子さんの送迎等で、開始時間に間に合わない方は、遅れて入場してください。お待ちしております。）

★会 場 **市川市男女共同参画センター 7階 研修ホール**

（JR市川駅北口下車。国道14号線を本八幡方面に向かって徒歩5分。  
市川西消防署に併設。駐車場はありません。）

### ★プログラム

10:00 開会・挨拶

10:05 紙芝居

「障害のある人と成年後見～住み慣れた地域に暮らし続けるために～」

10:25 市川市社協後見相談担当室からの報告

「法人後見が始まりました。市民後見人養成講座が始まります。」

10:40 講演

演題「判断能力が不十分な方を支えるということ」

講師 NPO法人東濃成年後見センター 事務局長 山田 隆司 氏

12:30 閉会・挨拶

★参加費 無料

★主催 市川市・市川市社会福祉協議会后見相談担当室・市川障害者権利擁護連絡会

注：市川障害者権利擁護連絡会家族会は次の団体により構成されています。

- ・心の健康を守る会家族会松の木会（精神障がい者の家族会）
- ・千葉県発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ
- ・市川市自閉症協会
- ・市川手をつなぐ親の会（知的障がい児者の家族会）

この用紙を切り取って、お申込みください。

FAXの方はこのまま送ってください。申込み用紙の方は、切取線以下のものを提出してください。

**申し込み方法**

申し込み締めきり 11月7日(月)

- ① 所属評議員がいる方・・・下記の申込用紙を評議員を通して11月9日(水)の理評会に提出
- ② 一般OB会員など・・・下記の申込書に記入し、そのままfaxしてください。

問い合わせ&FAX 諸谷 加寿代 (TEL&FAX 047-395-5381)

富江 民子 (TEL&FAX 047-338-8899)

例年、セミナー後に社協による個別相談会が行われていましたが、今年は、特にその時間は設けていません。下記の要領で、いつでも、相談を受け付けていますので、ご利用ください。

いちかわ社協 後見相談担当室では  
**成年後見制度の個別相談会**を毎月開催しています。

いちかわ社協では、市川市の委託事業として成年後見の相談事業や申立ての手続きのお手伝いをしています。成年後見制度について知りたい、後見制度が必要だけどお金や手間が心配、障がいを持つ子どもの将来が心配といった後見に関するあれこれについてご遠慮なくご相談ください。

○日 時：10月20日(木)

11月29日(火)

12月20日(火)

○時 間：9:00～16:00(1日5組まで)

○場 所：市川市社会福祉協議会(市川市東大和田1-2-10)

※相談を希望される場合は事前にご連絡ください。

※相談日以外でも随時相談を受け付けております。事前にご連絡ください。

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室：伊藤・本多

☎ 047(320)4001



.....キリトリ線.....

市川手をつなぐ親の会

11月18日(金)の後見セミナー「判断能力が不十分な方を支えるということ」に参加をします。

参加者のお名前 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

平成 28 年 8 月 29 日

## 地域移行支援協議会について報告

サンワーク相談支援事業所 じょいたむ  
坂本 祐子

平成 28 年 8 月 18 日（木）に開催された「平成 28 年度 第 3 回地域移行支援協議会」について以下のとおり報告いたします。

### 1. 積水ハウス様をお呼びしての研修会について検討

研修日程は 1 月 20 日（金）に決定、会場は国府台病院。

当日講演いただく「積水ハウス株式会社 医療・介護推進事業部介護推進グループ」の山村様が協議会に参加。研修テーマ、内容に反映するため意見交換を行った。

### 2. ざっくばらんに意見交換を実施

地域移行支援を実施している中での困難事例や成功事例を共有した。

### 3. その他

- ・相談支援部会の報告（じょいたむ坂本より）
- ・中山病院での研修会の報告（事務局より）
- ・CLASS 研究会の報告（事務局より）

## 障害児支援連絡会・活動報告

### ○当年度第一回情報交換会を実施しました（6月22日）。

- ・市内の障害児支援事業者及び関係機関から、計45名が参加しました。
- ・当日の内容

- ① 平成28年度障害児支援連絡会の活動計画及び事業所ガイドブック作成について、担当幹事より報告がありました。
- ② ライフサポートファイル整備に関する進捗状況について、発達支援課より報告がありました。
- ③ 放課後等デイサービスガイドライン及び最近の障害児支援関連の行政情報について、担当幹事より情報提供がありました。
- ④ グループ討議を実施しました。

今回は、「療育支援について」をテーマにしました。討議後に全体会を行って参加者全体で共有するようにしました。

主な意見として、

- ・ 事業所の支援内容が多様化と「療育」「専門性」に対する認識の差違
- ・ 学校との連携の難しさと必要性
- ・ 個別支援計画間の連携の必要性と問題意識
- ・ 支援時間や送迎サービス、利用者確保等の事業所運営上の課題や話題
- ・ 保護者からの就学や進路に関する相談への対応
- ・ペアレントトレーニングについて
- ・ 利用回数や頻度について

等があげられました。今後、障害児支援連絡会を通じて、事業所管理者への周知と具体的な取り組みを促していきたいと思えます。

### ○9月13日に定例会を実施しました。

- ・ 市内障害児支援事業運営法人25カ所、市内特別支援学校2校、基幹型支援センターえくる、市川市社会福祉協議会、市川市教育委員会指導課、市川市保健センター健康支援課、市川市こども発達センター、市川市発達支援課、市川市障害者支援課が参加しました（約40名が出席）。
- ・ こども発達支援会議、重心サポート会議より報告及び情報提供がありました。
- ・ ライフサポートファイルに関する報告連絡、障害児支援ガイドブックに関する連絡がありました。
- ・ 平成30年度の報酬改定に向けた、国の施策動向に関する情報提供がありました。
- ・ 今年度、新規に開設された事業所の紹介がありました（事業所より事業内容等に関する紹介をしていただきました）。
- ・ 障害者差別解消法に関する協議を行いました。

市川市障害者支援課より、障害者差別解消法に関する概要説明と、市川市における対応状況に関する説明がありました。

グループ討議形式で、各機関や事業所における対応状況に関する意見交換を行い、討議後全体会を行い参加者間で意見内容を共有しました。

○10月14日に、直接支援スタッフ等を対象とした情報交換会の実施を予定しています。

当日は、虐待や差別をテーマにした意見交換を実施する予定です。

(幹事・保戸塚 記)

## 7月15日 重心サポート会議

### 1 拠点事業に対する重心サポート会議の今後の取り組み

#### ①医療的ケアに対応できるショートステイ（預かりの場）を市内につくる

面的整備という形で拠点事業を行っていくとはいえ、まだ無い資源がある。重度障害者に対するサービスは不足しており、とりわけ医療的ケアを伴う方が利用できるショートステイは市内に存在しないことから、重心サポート会議としてこれらを事業として行えるよう取り組む。

#### ②人材の確保（ネットワークを機能させる）

これまでボランティアで行ってきた預かりイベントで関わって頂いた方々や各関係機関、看護師、施設職員等の連携を深め、ネットワーク化し上記預かり事業を運営したいと考えている。（仮称 どれみ♪ネット）

特に看護師の確保は必須でありながら一番困難な現状から訪問看護ステーション等に打診をし、この事業に対する看護師の派遣を可能とできないか検討する。

また、既存の施設での看護師不足の解消にも取り組むべく看護師派遣機関のような資源を拠点事業の中に設置することを要望すると共にこの「どれみ♪ネット」が発展しそれらの機能を持てるか検討していく。

#### ③相談支援の充実

引き続き重心の方々に関わることでできる相談支援専門員の育成として、勉強会や預かりのイベント等への参加を呼びかけていく。専門性の高い分野として知識や技術を持った方が望ましいとするが、まずは本人を知り、取り巻く関係者と顔の見える環境をつくり連携を深めることに取り組む。

### 2 研修会

10月21日（金）、11月11日（金）、12月9日（金） 計3回 障害者地域生活支援センターにて身体についての研修会（初級編） らいおんクリニック 坂本氏に講師を依頼

### 3 イベント

① 8月20日（土）松香園にて キッズどれみ♪（日中預かり・主に児童を対象）

② 8月24日（水） やまぶき園にて ハンドアーチェリー大会（肢体不自由児父母の会主催）

8月19日 重心サポート会議

1 「キッズどれみ」のイベントについて利用者5名 支援者スタッフ43名の  
予定で8月20日10時より松香園で開催されます。

2 地域生活支援拠点について

- ①医ケアや重心の方でも利用できる「場所」の設置→預かり  
ハード面では「サービス事業所」「制度外宿泊場所」「自宅等」のバリエーションについての考察
- ②日々の生活や暮らしに即応できるネットワーク（人）の構築→人材確保  
ソフト面では「福祉サービス」「医療サービス」「制度外」の支援者の確保や啓蒙活動
- ③在宅看護も含めより専門的な相談が出来る人やシステム→相談支援
  - ・本人に合わせたバックアップ体制「医療」「相談」「その他」
  - ・「個別」だけではなく「全体」の構造についても検討が必要

<会議でのポイント>

「本人の情報（介助方法・医療的内容）」「直接支援スタッフの確保」「看護師等の協力体制」「医療とのスムーズな連携」「相談体制の確保」

上記が公的機関等のサポートの上で動けると良いという構想。

また、この事を実現させていく過程で具体的に何が出来そうで何が出来ないのかなどを洗い出し、医療的ケア等は個別性が強い内容となるので制度内や制度外のケースを具体的にして専門的な支援がスムーズに出来る体制作りを構想する。

とりわけ制度外のショートステイについてどのようにできるか、自宅外での制度利用がどこまで可能か等を個別ケースにて具体的に詰めていきたいと考えている。

以上

重症心身障害児者とは重度の肢体不自由と  
 重度の知的障害が重複した状態の方のこと

# 重症心身障害児者支援研修会



今年度の研修は、10月・  
 11月・12月と3回行いま  
 す。是非、ご参加ください!!

## 第1回

日時:平成28年10月21日(金)  
 19:00~21:00

## 第2回

日時:平成28年11月11日(金)  
 19:00~21:00

## 第3回

日時:平成28年12月9日(金)  
 19:00~21:00

場所:市川市急病診療・  
 ふれあいセンター2階集会室

講師:坂本 昇理学療法士

内容:「身体の正常な発達を理解した  
 上で、障害とはどのような状態  
 なのかを知り関わる」

障害のある方が地域で自分らしく生活をしていくためには、様々な支援が必要ですが、重度の重複障害のある重症心身障害児者の方たちには、それにも増した支援が必要です。

私たち重症心身障害児者サポート会議では、平成18年度から、重症心身障害児者の方たちへの理解を深めることを中心に、医療的ケアを含めて、身体の動かし方や摂食、呼吸等重症心身障害児者の介助等について研修を実施してきておりますが、今年は研修会を始めて10年目となりました。

今年度の研修のテーマは「正常な身体の発達を理解した上で、障害があるとはどういうことなのか、また、どのように関わってゆけばよいのかを理解し現場で応用的に関わる」ことを研修の目的とし、重心サポート会議のメンバーで理学療法士の坂本講師により3回にわたって開催したいと思います。

初めての方も、是非、お誘いの上、ご参加ください。

さあ!一緒に楽しく、  
 学びましょう!!



## 重症心身障害児者支援研修会申し込み書

- ① 第1回研修会    ②第2回研修会    ③第3回研修会    に参加いたします  
 (参加する研修会を○で囲んでください。)

研修会3回とも参加していただければと考えていますが、1回だけでも参加できます。

所属(事業所名等)			
連絡先	電話	FAX	
参加者名			

※申込先: 障害者地域生活支援センター 電話: 047-370-1871 Fax: 047-370-1872 担当: 新正  
 このまま、FAXで送信してください。 〆切は10月17日(月)です。

※当日の服装: 2回目の研修は実技になりますので動きやすい服装をお願いします。

# 地域でつながり 支える 小児在宅療養支援者研修会

～現場レベルの顔の見える関係づくりを目指して～

小児在宅療養支援で、困難や課題を感じることはありませんか？  
今回、地域で小児在宅療養支援にご尽力されている 5 名の先生方をお招きいたしました。参加者全員で、多職種混ざり合って、小児在宅療養支援について考えていきましょう！！♪♪♪

☆日々の業務へ生きる勉強、課題・疑問解決、仲間づくりの  
機会としてもぜひご参加ください。☆



**【日時】** 平成 28 年 11 月 22 日 (火)  
(16:30 受付開始) 17 時～19 時

**【会場】** 千葉県市川健康福祉センター 3 階講堂

**【プログラム】**

(1) 講演

**小児在宅療養支援における注意点、多職種連携のポイント**

講師	東京ベイ・浦安市川医療センター	医師	安西 有紀氏
	順天堂大学医学部附属浦安病院	看護師	菅原 淳氏
	ユニマインド 相談支援専門員	相談支援専門員	竹野敬一氏
	総合リハビリ訪問看護ステーション	理学療法士	河部直紀氏
	まちのナースステーション八千代	看護師	福田 裕子氏

(2) 事例検討会

事例を基にどのような支援ができるのか、講師の先生方にも加わっていただきながら、多職種混合グループで考えていきます。

**【定員】** 先着 30 名程度

**【申込】** 裏面申込書に必要事項を御記入の上、平成 28 年 11 月 11 日 (金) までに Fax にてお申し込みください。

**【対象】** 市川市・浦安市内の

相談支援事業所、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション  
医療機関、特別支援学校、行政関係者 地域保健関係者、児童福祉関係者等

<問い合わせ・申込先>

千葉県市川健康福祉センター (市川保健所) 地域保健課 小林  
電話 : 047-377-1102 Fax : 047-379-6623



×切

11月11日(金)

平成28年度 小児在宅療養支援者研修会  
参加申込書

☆参加者同士が研修会後もつながりを持てるように、研修会では名簿を配布しようと考えています。

それにあたり、名簿への記載の同意をうかがいます。

⇒名簿にお名前、ご所属、小児在宅療養者への支援状況の有無の記載を( 同意する ・ 同意しない )

1. 送信代表者

所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

No	所属・課	職名	氏名	備考
1				
2				
3				
4				

2. 小児在宅療養者への支援の有無を教えてください。

支援している(したことがある) ・ 支援したことがない



☆支援している(したことがある)と回答した方に伺います。

支援状況を簡単に教えてください。

3. 日ごろの活動・業務における困りごと・課題、講師や参加している他の関係者の方に聞いてみたいことをお書きください。

平成28年10月吉日  
市川市自立支援協議会  
相談支援部会

市川市自立支援協議会  
各関連部会・各会議 様

自立支援協議会各関連部会・各会議での情報交換の開催と  
相談支援部会委員の参加について（依頼）

相談支援部会におきまして、今年度は、基幹相談支援センターの設置に向けての検討をはじめとして、人材の確保・育成及びガイドライン研修等の検討事項に取り組んでいるところでございます。なかでも、サービス等利用計画における計画相談の実績につきましては、達成率が約96%となったところではございますが、障害福祉サービス等の受給者総数の約半数においてはセルフプランの作成となっており、人材の確保及び育成は大きな課題となっております。

こうした、現状を踏まえつつ、今後は、相談支援事業所及び福祉サービス事業所の連携や情報共有の必要性を強く感じるところでもあり、自立支援協議会の関連関係会議の席に、相談支援部会の委員等が参加し、情報交換をお願いするものです。

ご多忙の折かと存じますが、何卒、お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

1. 貴会議への参加目的

「計画相談の理解」をテーマに相談支援事業所及び福祉サービス事業所との現状と課題の共有及び相互の連携を図ることを目的とするもの

2. 日 時

各関連部会・各会議と調整の上、実施予定

3. 場 所

各関連部会・各会議と調整の上、決定させていただきます

4. 参加者

相談支援部会委員 2名

5. 問い合わせ先

【事務局】  
障害者地域生活支援センター  
市川市大洲1-18-1  
Tel 047-370-1871  
担当 相談支援部会委員担当者

## 平成 28 年度

### 市川市障害児・者相談支援ガイドライン研修 ～障害者のケアマネジメントを考える～ 開催案

開催目的／ガイドラインを活用し、市内の障害に関する相談支援の質の向上をはかるとともに、相談支援に関する制度や関係機関等の社会資源の周知啓発をはかる。また、障害者の相談支援に興味関心持つ事業所等を開拓する。

開催日時／平成 29 年 1 月 13 日（金）・2 月 10 日（金）・3 月 10 日（金）受付 17 時～  
研修 17 時 30 分～20 時 30 分

開催場所／市川市急病診療ふれあいセンター 2 階 集会室

参加対象／指定相談支援事業者、相談支援専門員、市職員、障害者相談支援関係者、介護保険関係者、当事者・家族等

実施内容／市川市自立支援協議会相談支援部会の委員を中心とした講師により、「市川市障害児・者相談支援ガイドライン」に即した内容の研修を行う。

I S N E T の情報提供および相談支援に関する研修について周知する。（ノウハウや個別サポートは I S N E T への加入や活用を意識してもらう）

※ 研修全体の連続性を意識するが、独立性（その回だけの参加でもわかるようにする）も確保する。

※

協力／ 相談支援部会の委員の皆様（統括 基幹型支援センターえくる所長 長坂氏）  
市川市福祉公社内野氏） I S N E T

#### 【1日目】1月13日（金）

到達目標：相談支援の理念・概念を事例とからめて伝える。

担当：長坂氏 中里氏 河田氏 講師依頼予定：山崎氏 保戸塚氏

司会進行：中里氏 河田氏（含 演習進行）

謝金：

	項 目	時 間	
1	開会挨拶 山崎会長 研修の開催にあたって 長坂氏	10 分	事務局・山崎 会長・長坂氏
2	相談支援の理念・意義・基本的な考え方・視点 ケアマネジメントの歴史・精神障害から始まった。サービスを積み上げることが仕事ではなく、本人の意思を確認しながら、調整する仕事。	60 分	山崎氏
	休憩	10 分	
3	相談支援の体系・位置づけ・初めて聞く人でもわかるような内容で、基本的な流れを押さえる	60 分	保戸塚氏
4	グループ討議と発表・質疑	40 分	司会
	合 計	3 時間	

【2日目】2月10日（金）

到達目標：ガイドラインの内容、特に改訂部分について、事例を交えて伝える。

地域における関係機関の機能や役割、連携について理解する。

担当：宮本氏 岡部氏

司会進行：宮本氏 岡部氏（含 演習進行）

講師依頼：長坂氏 小井土氏 宮本氏 親の会

	項 目	時 間	
1	ガイドラインに沿って考える（特に改訂部分） ○ 権利擁護（後見制度・担当室・市民後見・市長申し立て・利用支援）生活困窮等 ○ ガイドラインの目次から新規のところを伝える ○ えくるやアクセス、がじゅまるの役割	2 時間 適宜休憩をとる	長坂氏 小井土氏 宮本氏 手をつなぐ 親の会 後見相談担当室
	休憩	10 分	
2	グループ討議と発表・質疑	50 分	司会
合 計		3 時間	

【3日目】3月10日（金）

到達目標：精神障害のケアマネジメントについて理解する

アセスメントにおける着目点を理解し、ニーズ抽出、支援方針・目標設定、適切なサービス選択のもと、サービス等利用計画を作成する事例を検討する。

担当：長坂氏 内野氏 宮本氏

司会進行：坂本氏 宮本氏（含 演習）

	項 目	時 間	
1	精神疾患・精神障害について知る・学ぶ～本人の話を聞く～	1 時間	調整中
2	架空事例を元に、アセスメント、計画を提示。ロールプレイの活用	50 分	調整中
	休憩	10 分	
3	グループ討議・発表・質疑	30 分	司会
4	まとめ	30 分	長坂氏 内野氏
合 計		3 時間	

各関係機関の長様

市川市障害者支援課  
市川市自立支援協議会相談支援部会

「市川市障害児・者相談支援ガイドライン」研修～障害者のケアマネジメントを考える～  
開催のご案内とご出席のお願い

市川市自立支援協議会相談支援部会では、昨年度に引き続き「市川市障害児・者相談支援ガイドライン」を改訂し、本ガイドラインに基づく研修会を開催することといたしました。

障害者のケアマネジメントや計画相談支援の基礎を知っていただくとともに、成年後見制度や市内の障害者の相談機関についても学んでいただける機会となるようプログラムを工夫しております。

つきましては貴所属職員のご出席につき特段のご配慮を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。なお資料等準備の都合上、別紙参加申込書にご記入の上、1月6日（金）までにFAXにてお申し込みくださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 日 時 第1回 平成29年1月13日（金）  
第2回 平成29年2月10日（金）  
第3回 平成29年3月10日（金）  
17時30分～20時30分（受け付け開始17時）

※全3回の参加を義務づけるものではありません。ご都合のつく回のみでの参加でもかまいません。但し、新たに障害者相談支援への参入を検討されている方は第1回からの受講をお勧めいたします。

- 2 会 場 市川市急病診療・ふれあいセンター2階集会室  
千葉県市川市大洲1-18-1
- 3 内 容 「市川市障害児・者相談支援ガイドライン（平成28年度版）」に基づく研修  
※裏面（2ページ）をご参照ください。
- 4 対 象 者 指定（特定・一般・障害児）相談支援事業者、その他の相談支援関連事業者、  
今後相談支援事業への参入を検討している方、市の障害福祉関係職員、  
（主任介護支援専門員更新研修としてもご活用いただけます。修了証を発行します。）
- 5 参 加 費 無 料
- 6 問 合 せ 先 市川市福祉部障害者支援課  
障害者地域生活支援センター（担当 新正 石田）  
市川市大洲1-18-1 電話 047-370-1871 ファックス 047-370-1872

※市川市のホームページにて「障害児・者相談支援ガイドライン」を公開しております。  
ご参考にしてください。また、研修に参加される方には平成28年度版ガイドライン（現在作成中）  
を配布致します。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/1111000094.html>

「市川市障害児・者相談支援ガイドライン」研修プログラム

【1日目】1月13日（金）

相談支援の理念・概念を事例とからめて検討する。

	項 目	時 間	
1	研修の開催にあたって	10分	
2	相談支援の理念・意義・基本的な考 え方・視点	60分	
	休憩	10分	
3	相談支援の体系・位置づけ	60分	
4	グループ討議と発表・質疑	40分	
合	計	3時間	

【2日目】2月10日（金）

ガイドラインの内容、特に改訂部分について、事例を交えて伝える。

	項 目	時 間	
1	ガイドラインに沿って考える 権利擁護・生活困窮等 えくるやアクセス、がじゅまるの役 割を知る	2時間	
	休憩	10分	
2	グループ討議と発表・質疑	50分	
合	計	3時間	

【3日目】3月10日（金）

精神障害のケアマネジメントについて理解する。

	項 目	時 間	
1	精神疾患・精神障害について知る・ 学ぶ	1時間	
2	事例検討（ロールプレイ）	50分	
	休憩	10分	
3	グループ討議・発表・質疑	30分	
4	まとめ	30分	
合	計	3時間	

別紙

研修参加申込書

FAX 047-370-1872 (送付票不要)

市川市障害者地域生活支援センター 新正 石田 行

ご所属 \_\_\_\_\_

ご連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

	ご出席者氏名	第1回	第2回	第3回
1				
2				
3				
4				
5				

☆アンケートにご協力をお願いします。

問1 既に計画相談支援の指定を受けている事業所様にお聞きします。

- ①相談支援専門員の人数を教えてください。 専従 \_\_\_\_\_ 名 非専従 \_\_\_\_\_ 名
- ②サービス等利用計画の作成数を教えてください。

	身体	知的	精神・発達	重心	難病	その他
障害児						
成人						

問2 まだ計画相談支援の指定を受けていない事業所様にお聞きします。

- ・今後、指定を受ける予定はありますか? ある ない

ご協力ありがとうございました。アンケートの結果は集計して、研修1日目に報告します(事業所が特定されないように集計します)。

## 生活支援部会 活動報告

- ◆報告の前に、前回の自立支援協議会において、生活支援部会から提言させていただいたことを以下に再掲させていただきます。

地域生活支援拠点構想において中核となるコーディネーター機能を担う人材を、  
基幹相談支援センターに配置する。  
基幹相談支援センターが複数設置される場合には、各所にコーディネーターを配置。

- 地域生活支援拠点事業（以下拠点事業）の29年度からの実施に向けた協議を行いました。  
以下の拠点事業に求められる機能の中で、③の緊急時の受入れ・対応について、重点的に話し合いました。

## &lt;拠点事業に求められる機能&gt;

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）  
②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）  
③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）  
④専門性（人材の確保・養成、連携等）  
⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

障害分野ごとの「緊急時の宿泊」の現状を、実際の事例から共有し課題の整理を行いました。  
箱物としての宿泊資源についてだけでなく、利用する側と受け入れる側双方が安心して利用するための仕組みについても検討しています。（※別紙「地域生活支援拠点・緊急ショートステイ・コーディネーターについて（イメージ）」参照）この仕組みの中核となるのが、基幹相談支援センターに配置予定のコーディネーターです。

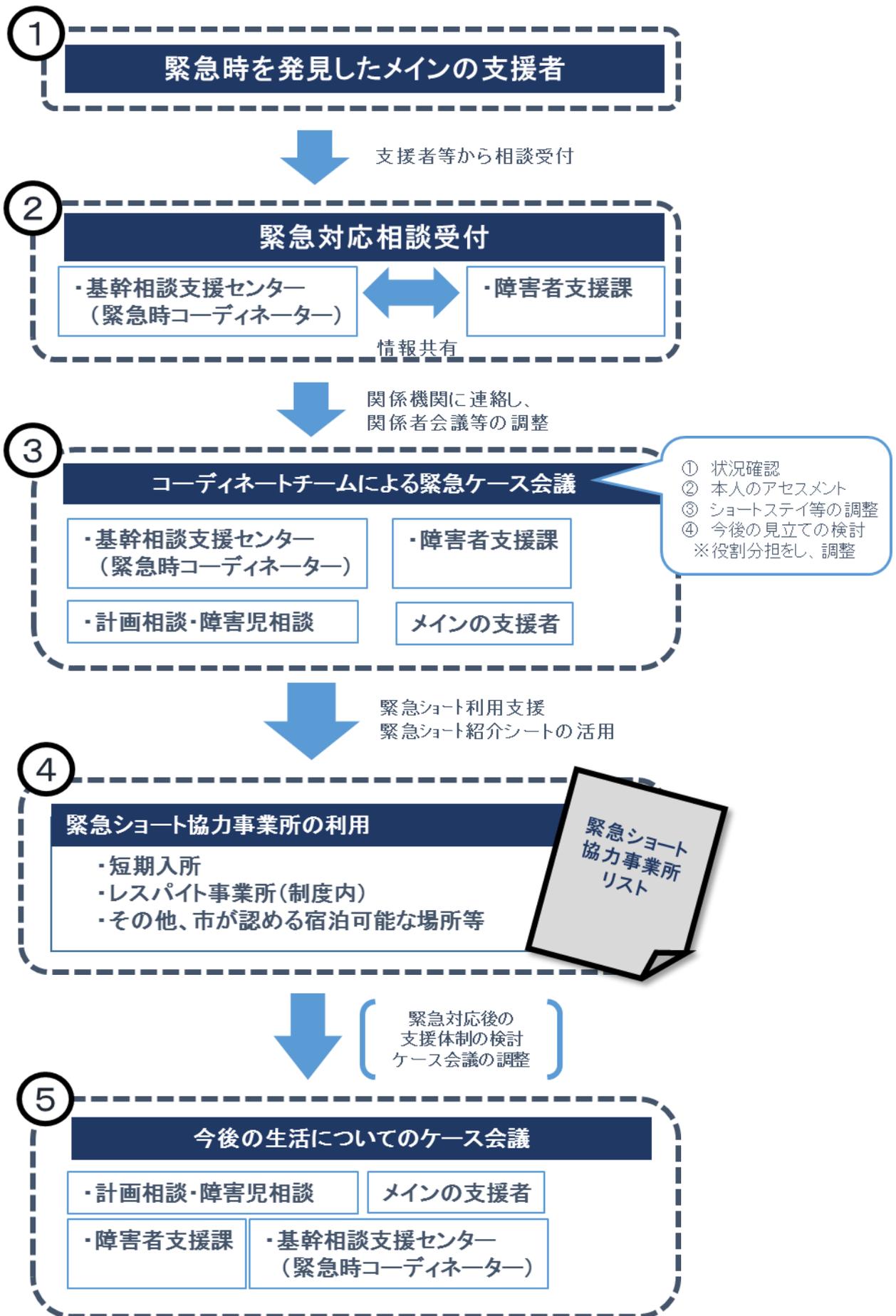
そして、拠点事業の実施にあたり課題として挙がったのが、宿泊を伴う緊急時の対応を行った場合の経済的な担保についてです。利用されるご本人の経済的負担を軽減するためにも、市川市が虐待の受入れに関して結んでいる緊急宿泊時の協定のような制度が必要ではないかという意見が出ています。

基幹相談支援センターへのコーディネーターの配置が明確になり次第、これ以降の具体的な協議を進めていきます。配置の形が明らかになった時点で、コーディネーターの役割・緊急宿泊受け入れ可能事業所のリスト化・実施方法などを協議する予定です。

- 市民の障害理解を促進するための取り組みとして、市川市および障害者団体連絡会との協働の元、生活支援部会委員を中心とした実行委員会により、以下のイベントを実施予定です。

- ・11月5日（土）和洋女子大学 里見祭でのハートフルツアーの実施  
施設利用者13名、スタッフ6名が参加予定。
- ・12月3日（土）I♥あいフェスタ 障害者週間におけるイベントについては、  
市川市の全面協力により、実行委員会において詳細を詰めているところです。

# 地域生活支援拠点・緊急ショートステイ・コーディネーターについて(イメージ図)



平成 28 年 11 月 8 日 (火)

就労支援部会からの報告

○就労支援部会としての取り組み

1. 就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議での合同研修の実施

日程 平成 29 年 3 月 17 日 (金) 18:00～ 市川市教育会館

→現時点で検討されている研修テーマ

研修内容を絞り込むために (しゅうたん)・(ふくたん) での担当者会議を実施。

●就労支援担当者会議 (しゅうたん) の取り組み

- ①事業所案内の簡易版の作成
- ②特別支援学校向けの就労移行事業所説明会の実施を検討
- ③新規事業所を含めた協力体制の強化
- ④労働関係法令・制度に関する勉強会
- ⑤就労支援に関する事例検討 (会議参加事業所より事例報告・検討)

●福祉的就労担当者会議 (ふくたん) の取り組み

- ①就労継続B型事業所ガイドブックの更新
- ②仕事情報の共有 (市のホームページ活用・ネット上の掲示版を活用)
- ③支援力強化のための勉強会を開催 (毎月)

平成28年度第3回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

●市からの報告事項

- 1 ライフサポートファイルの活用をお願い（発達支援課より）  
ライフサポートファイルの使い方や配布方法や個人説明の仕方など
- 2 市川市のホームページへの掲載について  
また、掲載に伴う相互リンクの貼り付けについて  
各障害者団体に記載内容などの説明やホームページのリンクについてなど
- 3 市民後見人の養成について  
現在、2次審査を受け終わった人が23人講習中

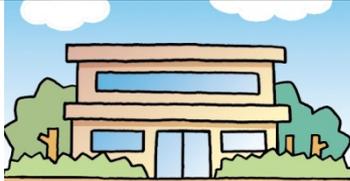
●議題

- 1 啓発パンフレット実行委員会について  
改訂版を作成、各団体に落とし込み承認を得る  
予算については助成金を申し込む
- 2 防災プロジェクトチームについて  
今後の方向性について  
11月1日第1回防災プロジェクトチーム開催  
特に防災対策の自助について審議
- 3 障害者週間について  
12月3日障害者週間、生活支援部会に協力  
障害者週間のPRなど
- 4 7月26日の相模原市の事件を受けて  
今後の課題
  - ①情報収集、勉強会、団体として考えをまとめる
  - ②関係機関に要請
  - ③啓発活動につなげるためにはどうするのか長期にわたり論議をしていく

# 現状の障害者相談支援体制

資料2

## 市の相談支援(直営)



南八幡メンタル  
サポートセンター

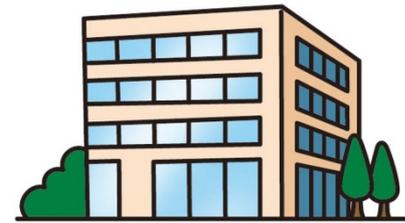


障害者地域生活支援  
センター(大洲)



市役所障害者支援課

## 基幹型支援センターえくる(委託)



基幹型支援センター  
えくる

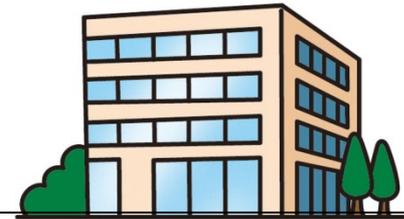
# 基幹相談支援センターのイメージ（案）

市の相談支援（直営）



市役所障害者支援課

基幹相談支援センター（委託）



基幹相談支援センター  
（大洲（現障害者地域  
生活支援センター））



基幹相談支援センター  
（行徳支所）

# 基幹相談支援センターのイメージ（案）

## 市の相談支援（直営）

- ①相談支援（困難ケース対応等）
- ②虐待防止センター（調査等）
- ③差別解消法窓口
- ④成年後見制度市長申し立て対応
- ⑤障害支援区分 認定調査・審査会
- ⑥自立支援協議会事務局
- ⑦基幹相談支援センターの統括

## 基幹相談支援センター（委託）

- ①相談支援業務（主に担当地域内 必要時他の地域も対応）
- ②権利擁護に関する業務（虐待防止センター 窓口・市への報告）
- ③住宅入居等支援業務（居住サポート事業）
- ④相談支援体制・連携の強化
- ⑤ピアサポートに関する業務
- ⑥人材育成に関する業務
- ⑦啓発に関する業務
- ⑧各種会議に関する業務
- ⑨災害時の支援体制整備に関する業務
- ⑩地域生活支援拠点（コーディネート機能）

# メンタルと大洲の業務の振り分け（案）

南八幡メンタルサポートセンター（直営）

地域活動支援センター

相談支援

障害者地域生活支援センター（直営）

相談支援

計画策定・進捗管理

成年後見制度利用支援

自立支援協議会

地域リハビリ事業

南八幡メンタルサポートセンター（民営）

地域活動支援センター

基幹相談支援センター（委託）

相談支援

市役所障害者支援課（直営）

相談支援（困難ケース対応等）

計画策定・進捗管理

成年後見制度利用支援

自立支援協議会

身体障害者福祉センター（直営）

地域リハビリ事業

第2次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画  
（第3次実施計画）・第4期市川市障害福祉計画】の  
進捗状況について（平成27年度）

平成28年11月8日  
福祉部 障害者支援課

# 目次

## I 重点施策

- 1 達成状況……………1～3ページ
- 2 総括……………4～5ページ

## II 市川市障害者計画(第3次実施計画)

- 1 重点事業 進捗状況 事業別一覧……………6～7ページ
- 2 総括重点事業 進捗状況 事業別一覧……………8～11ページ

## III 第4期市川市障害福祉計画

- 1 数値目標の達成状況……………12～14ページ
- 2 数値目標の総括……………15ページ
- 3 個別サービス 進捗状況 事業別一覧……………16～20ページ
- 4 個別サービスの課題と対応……………21～27ページ
- 5 計画全体の総括……………28ページ

# Ⅰ 重点施策 1 達成状況

## ① 相談支援・権利擁護体制の充実

指標等	現状 (H25)	数値 (H26)	数値 (H27)	数値 (H28)	数値 (H29)	見込数値 (H29)
指定特定相談支援事業所 箇所数	21箇所	30箇所	32箇所			40箇所
成年後見報酬助成 延べ件数	3件	4件	7件			7件
障害者虐待通報件数	10件	20件	22件			20件

## ② 就労支援の推進

指標等	現状 (H25)	数値 (H26)	数値 (H27)	数値 (H28)	数値 (H29)	見込数値 (H29)
一般就労への移行者数	55人	52人	66人			80人
就職者の定着率	60.3%	59.6%	57.5%			60%以上 を維持
就労移行支援事業の 利用者数	19年度から 25年度までの 累計439人	累計582人	累計722人			29年度までに 累計703人
市からの業務発注の件数	6件	8件	9件			8件

### ③地域生活の充実

指標等	現状 (H25)	数値 (H26)	数値 (H27)	数値 (H28)	数値 (H29)	見込数値 (H29)
指定一般相談支援事業所箇所数	7箇所	7箇所	7箇所			14箇所
入所施設からの地域生活移行者数	18年度から25年度までの累計31人	2人	累計7人			29年度までに新たに26人
精神科病院長期在院者数	270人	278人	223人			250人
地域生活支援拠点等整備数	—	—	検討中			1つ

### ④災害対策の推進

指標等	現状 (H25)	数値 (H26)	数値 (H27)	数値 (H28)	数値 (H29)	見込数値 (H29)
自治会等への啓発事業回数	—	—	3回			4回
総合防災訓練への障害者団体連絡会からの参加	—	1回	1回			1回
<del>避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書</del> <del>取り交し自治会・町会数</del> 避難行動要支援者対策事業	120自治会・ <del>町会</del> 自治(町)会	127自治(町)会	127自治(町)会			225自治会・ <del>町会</del> 自治(町)会

## ⑤障害児支援の推進

指標等	現状 (H25)	数値 (H26)	数値 (H27)	数値 (H28)	数値 (H29)	見込数値 (H29)
児童発達支援センターの拠点数	3箇所	3箇所	4箇所			4箇所
保育所等訪問支援の年間延べ人数	31人	0人	31人			120人
指定障害児相談支援事業所箇所数	11箇所	16箇所	20箇所			30箇所

## ⑥人材の確保と育成

指標等	現状 (H25)	数値 (H26)	数値 (H27)	数値 (H28)	数値 (H29)	見込数値 (H29)
障害児者相談支援ガイドライン研修平均受講者数	76人	80.3人	69.7人			80人
相談支援グループスーパービジョン参加事業所数	6箇所	20箇所	24箇所			30箇所
発達障害の理解と支援のための研修参加者数	200人	234人	199人			300人

# Ⅰ 重点施策 Ⅱ 総括

## ① 相談支援・権利擁護体制の充実

- ・ 指定特定相談支援事業所の箇所数は、平成26年度より2箇所増え、32箇所となった。今後も、障害児者相談支援ガイドライン研修等を通して、新規参入を呼びかけていく。
- ・ 成年後見報酬助成延べ件数は、制度についての周知及び認知が進み、前年度より3件増えて、7件となった。
- ・ 障害者虐待通報件数は、前年度を2件上回る22件の通報があった。

## ② 就労支援の推進

- ・ 一般就労への移行者数は平成26年度の52人から、大きく数字を伸ばし66人となった。
- ・ 障害者就労支援センター「アクセス」のアフターケア登録者のうち、平成18年度以降の就職者が同一職場に定着している割合を示した就職者の定着率は、57.5%と、目標の6割にわずかに及ばなかった。
- ・ 就労移行支援事業の利用者数は、平成27年度までで累計722人となり、目標を達成した。
- ・ 市からの業務発注の件数は、前年度より1件増えて、9件となった。

## ③ 地域生活の充実

- ・ 指定一般相談支援事業所箇所数は、前年度と変わらず7箇所のままとなった。
- ・ 入所施設からの地域生活移行者数は、平成26年度の2人に加えて、新たに5人が地域移行し、累計で7人となった。地域移行に関しては、受け皿となるグループホームの整備が必要不可欠となっている。
- ・ 精神科病院長期在院者数は、前年度を大きく下回る223人となった。
- ・ 地域生活支援拠点等整備については、検討中となっており、平成29年度中の設置を目指し、自立支援協議会を中心に議論を重ねている。

#### ④ 災害対策の推進

- ・自治会等への啓発は、民生委員地区長会議1回と同地区会2回の合計3回実施した。
- ・平成26年度に引き続き、障害者団体連絡会から総合防災訓練へ参加した。
- ・避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書について、新規の取り交しはなかった。今年度から行う関係各課の連携会議立ち上げのための庁内調整を行った。

#### ⑤ 障害児支援の推進

- ・児童発達支援センターの拠点数は、新たに稲荷木幼稚園跡地に「そよかぜキッズ」が開設し、市内4箇所となった。
- ・保育所等訪問支援の年間延べ人数は、31人となった。利用人数の増加を目指し、関係機関への周知を図っていく。
- ・指定障害児相談支援事業所箇所数は、前年度より4箇所増えて、20箇所となった。

#### ⑥ 人材の確保と育成

- ・障害児者相談支援ガイドライン研修平均受講者数は、69.7人となった。市川障害児者相談支援事業所連絡会（is-net）の研修との棲み分けを明確にしていく。
- ・相談支援グループスーパービジョン参加事業所数は前年度より4箇所増えて、24箇所となった。今後も継続して、新規参入する相談支援事業所に対し、参加を呼びかけていく。
- ・発達障害の理解と支援のための研修参加者数は、前年度より減少し、199人となった。

# II 障害者計画 1進捗状況 事業別一覧

【評価】 A 十分達成できた  
 B 概ね達成できた  
 C やや不十分だった  
 D 不十分だった

No	施策の展開	事業名(所管課)	事業内容	指標	25年度現況	27年度目標	28年度目標	29年度目標	評価
						27年度実績	28年度実績	29年度実績	
第1節 子育て・教育の充実									
1	子育て支援	児童発達支援センター事業	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援を行います。	児童発達支援センターの拠点数	3箇所	4箇所 4箇所	4箇所	4箇所	A
2	学校教育	特別支援教育推進事業	巡回指導職員が、各小・中学校を巡回し、発達障害などの配慮を要する児童生徒への指導支援のあり方や校内委員会の運営等について、教職員への支援を行います。	巡回要請に対する実施率	100%	100% 100%	100%	100%	A
第2節 社会参加・就労の促進									
3	生涯学習	図書館の障害者資料製作・収集事業	資料変換奉仕者との連携・協力体制を更に深め、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障害者資料の充実を図るとともに、市販の障害者資料の収集も検討します。	製作・収集点数	361点	200点 354点	200点	200点	A
4	スポーツ・レクリエーション	障害者スポーツ事業	スポーツに接する機会が少なくなりがちな障害者が、身体を動かす喜びを感じ、運動習慣を身につけることができる機会を提供します。	障害者軽スポーツ教室への参加人数	未開催	90人 27人	90人	90人	C
5	就労支援・雇用促進	チャレンジドオフィスいちかわ	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、本市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。	非常勤職員として常時5名採用	常時採用5名	常時採用5名 常時採用5名	常時採用5名	常時採用5名	A
第3節 生活支援の充実									
6	福祉サービス	講演会・研修会の開催	理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報して、これを実施します。	講演会・研修会への参加延べ人数	120人	120人 270人	120人	120人	A
7	コミュニケーション・移動サービス	失語症会話パートナー派遣事業	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。	会話パートナー派遣人数	79人	100人 129人	100人	100人	A
8	相談・情報提供	相談支援グループスーパービジョン	自立支援協議会の相談支援部会を受け皿にして、指定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上をはかるとともに地域の課題を集約します。	(活動指標)実施回数 (成果目標)延べ事例提出事業所数	10回 6箇所	12回 30箇所 12回 22箇所	12回 30箇所	12回 30箇所	B
9	権利擁護	成年後見制度利用支援事業	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等の業務を市川市社会福祉協議会に委託しています。また、経済的理由により、支援が必要な方へは経費の助成を行います。	相談件数(委託)・啓発事業回数	55件 5回	94件 7回 38件 10回	102件 7回	103件 7回	B

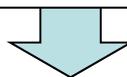
【評価】 A 十分達成できた  
 B 概ね達成できた  
 C やや不十分だった  
 D 不十分だった

No	施策の展開	事業名(所管課)	事業内容	指標	25年度現況	27年度目標	28年度目標	29年度目標	評価
						27年度実績	28年度実績	29年度実績	
第4節 保健・医療の充実									
10	医療・リハビリテーション	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	肢体不自由のある方の身体機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域への通所や施設への巡回、戸別訪問などにより訓練・指導を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。	巡回施設数	15施設	15施設 <b>22施設</b>	15施設	15施設	A
第5節 安全なまちづくりの推進									
11	福祉のまちづくり	人にやさしい道づくり事業	主要駅周辺や主要な路線の歩道において、段差や急勾配の改善、路面の平坦性の確保、視覚障害者用誘導ブロックの設置などを行います。	歩道整備延長	496m	500m <b>994m</b>	500m	500m	A
12	快適な居住環境	あんしん住宅助成事業	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅(戸建て及び分譲マンション専有部)において、バリアフリー、防災性向上、省エネのいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。平成26年6月からは、分譲マンション共用部のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。	助成件数	135件	160件 <b>207件</b>	160件	160件	A
13	防犯・災害対策	避難行動要支援者名簿登録制度 避難行動要支援者対策事業	自治会・町会や民生委員児童委員などの地域の方々との協力のもと、関係機関とも連携を図りながら、災害時における行政と地域住民が一体となった支援体制の整備を推進します。 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら非難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎とする名簿を作成する。また、事業を通じ「自助、共助」の意識向上や取り組みが図られるよう、必要な支援を推進する。	自治会・町会自治(町)会との避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交し	53.3% 120自治会・町会自治(町)会	80% 180自治会・町会自治(町)会 <b>58% 127自治(町)会</b>	90% 202自治会・町会自治(町)会	100% 225自治会・町会自治(町)会	B
第6節 地域の理解・支援の促進									
14	理解促進	障害に関する理解啓発事業	障害に関する理解を目的とした行事を開催し、市民に対する意識啓発をはかります。	(活動指標)開催回数 (成果指標)参加人数	1回 160人	1回 200人 <b>1回 426人</b>	1回 200人	1回 200人	A
15	交流の機会・場づくり	福祉の店運営支援事業	障害者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。	出店数	56回	60回 <b>198回</b>	60回	60回	A
16	人材育成	障害児者相談支援ガイドライン研修	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者(児)相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。	平均受講者数	76人	80人 <b>69.7人</b>	80人	80人	A

## II 障害者計画 2 総括

### 第1節 子育て・教育の充実

- ・ 稲荷木幼稚園跡地に新たに「そよかぜキッズ」を開設し、児童発達支援センターの拠点数は4箇所となった。
- ・ 支援を要する児童生徒への理解、対応について、巡回指導の要請があった全小・中学校に指導員を派遣し教職員の支援を行った。

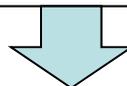


#### アウトプット総合評価 100%

- ・ 地域の中核的な療育支援を行う体制づくりと、学校職員への研修・支援を引き続き進めていく。

### 第2節 社会参加・就労の促進

- ・ 資料変換奉仕者との連携により、順調に製作タイトル数を増やすことができた。
- ・ 障害者軽スポーツ教室では、新たな種目を取り入れ、既存の参加者には好評だが、参加者が少ない。
- ・ チャレンジドオフィスでは常時5名が雇用され、27年度は4名が一般就労に移行した。

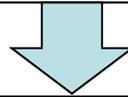


#### アウトプット総合評価 83%

- ・ 録音図書の音質を維持するため、カセットテープからDAISYへの媒体の変換を行っていく。
- ・ 軽スポーツ教室の周知を、担当課や団体等を通じて行い、参加者数の増加に努める。

### 第3節 生活支援の充実

- ・講演会・研修会の開催では、医療的ケアを要する重症心身障害児者の研修会や勉強会を実施し、目標を大きく上回る参加者数があった。
- ・失語症会話パートナーについては、目標以上の人数を派遣することができた。
- ・相談支援グループスーパービジョンについて、実施回数は目標とおりとなったが、事例提出事業所数は目標に満たなかった。
- ・成年後見制度利用支援事業において、啓発事業の回数を増やし、積極的に周知を行った。一方、新規での相談件数は目標に満たなかったが、延べ件数では400件を超える相談にあたった。

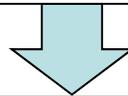


#### アウトプット総合評価 88%

- ・相談支援グループスーパービジョンについては、新規参入する相談支援事業所に参加を呼びかける。
- ・後見制度についての周知や理解の促進のために、啓発活動に力を入れていく。

### 第4節 保健・医療の充実

- ・地域リハビリ事業は事業所の認知が進み、巡回施設を増やすことができた。

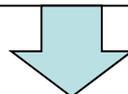


#### アウトプット総合評価 100%

- ・地域リハビリ事業の従事者となるPT・OTの確保に努める。

## 第5節 安全なまちづくりの推進

- ・ 障害者に配慮した道路の整備を引き続き進めた。
- ・ あんしん住宅助成事業について、助成件数は目標を大幅に上回った。
- ・ 避難行動要支援者名簿は、新規の取り交わしはなかったが、次年度より関係各課との連携会議を立ち上げるための前段階として、見直し事項等について危機管理室と調整を実施した。

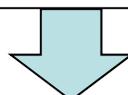


### アウトプット総合評価 92%

- ・ あんしん住宅助成事業は、福祉部門の制度との整合性を取るため、内容の見直しを行う。
- ・ 避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針に基づき、適正な事業推進を図るため、関係各課と連携を取っていく。

## 第6節 地域の理解・支援の促進

- ・ 障害者週間のイベントは、ショッピングセンターに会場を変更したことにより来場者が大幅に増えた。
- ・ 福祉の店は、市役所本庁舎での販売を中心に、目標を大きく上回る出店数となった。
- ・ 障害児者相談支援ガイドライン研修は、ガイドラインを改定し実施。介護保険や医療関係など幅広い分野の事業者の受講があった。



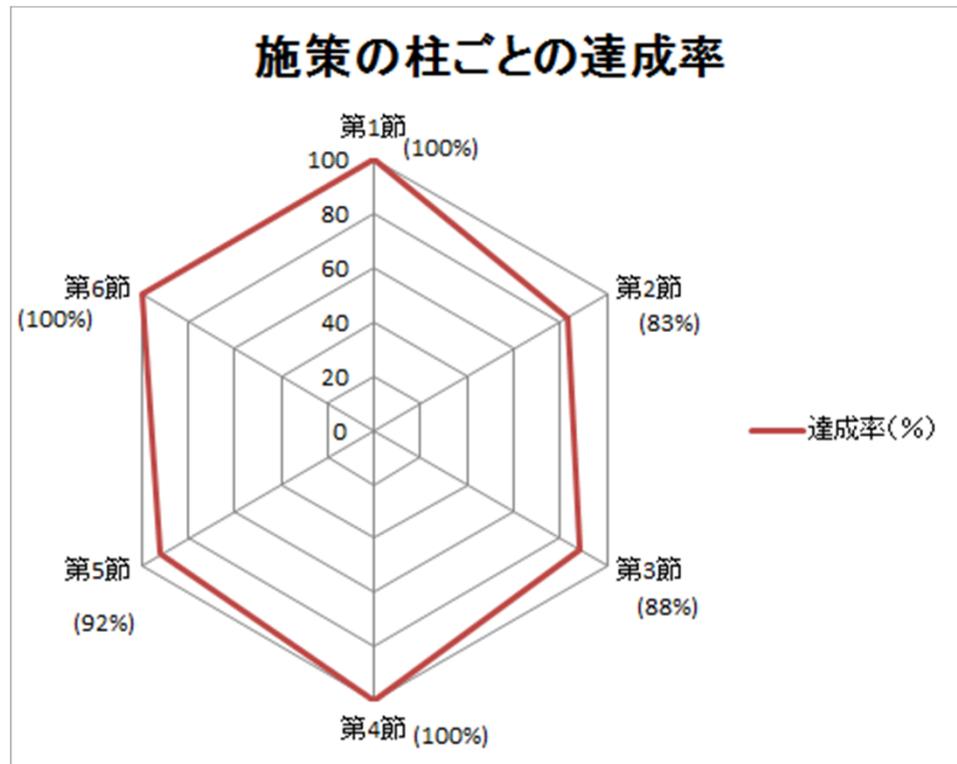
### アウトプット総合評価 100%

- ・ 障害者週間のイベントは、引き続きショッピングセンターで実施をしていく。
- ・ 障害児者相談支援ガイドライン研修は、市川市障害児者相談支援事業所連絡協議会（is-net）が行う研修との棲み分けを明確にしていく。

## 計画全体を通しての総括

### アウトプット総合評価 94%

- ・事業全体で見ると、十分ないし概ね進捗した事業が多かった。
- ・達成度が不十分な事業（評価C）は「障害者スポーツ事業」であった。この事業については、詳細な活動内容等の周知不足が要因となっている。
- ・その為、周知方法を再検討し、障害者がスポーツに接する機会が増えるように取り組んでいく。
- ・併せて、進捗度の高い事業についても、課題を検討し対応していく。



- 第1節 子育て・教育の充実
- 第2節 社会参加・就労の促進
- 第3節 生活支援の充実
- 第4節 保健・医療の充実
- 第5節 安全なまちづくりの推進
- 第6節 地域の理解・支援の促進

## Ⅲ障害福祉計画 1 数値目標の達成状況

### 【入所施設入所者の地域生活移行】

項目	数値	備考
平成25年度末時点の 施設入所者数(A)	215人	
目標年度入所者数(B)	206人	平成29年度末時点の入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	9人 (4%)	
【目標値】 地域生活移行者数	26人 (12%)	上記の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する方の数(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
平成26~27年度の 地域生活移行者数	7人	H26:2人 H27:5人

### 【精神障害者の地域生活移行】

項目	数値	備考
精神科病院長期在院者数	270人	市川市の生活保護受給者および精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数(平成25年6月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	250人	平成29年6月時点
平成27年6月時点の 精神科病院長期在院者数	223人	H26: 278人

### 【地域生活支援拠点等の整備数】

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1つ	平成29年度末までに
平成27年時点の 地域生活支援拠点等の整備数	検討中	

## 【一般就労への移行】

項目	数値	備考
平成24年度の年間 一般就労移行者数(C)	40人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就 労した方の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	80人 (Cの2倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労す る方の数
平成27年度の施設からの 年間一般就労移行者数	66人	H25:55人 H26:52人
平成25年度末までの 事業利用者数(累計)(D)	439人	平成25年度末において福祉施設を利用する方の 数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	703人 (Dの60%増)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用 する方の数
平成27年度末までの就労移行 支援事業利用者数(累計)	722人	H26:582人
就労移行率30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	40%	平成25年度実績
【目標値】 就労移行率30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
平成27年度に 就労移行率30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	72.7%	H26:36.4%

## Ⅲ障害福祉計画 2 数値目標の総括

### 【入所施設からの地域移行】

・入所施設からの地域移行については、グループホームなどの住まいの整備に加え、計画相談支援や地域相談支援との連携が必要となるため、今後一層の推進を図っていく。

### 【精神科病院からの地域移行】

・精神障害者の地域生活移行については、国の「基本指針」においては、市町村における成果目標は定められていない。本市においては、独自に生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度の対象者のうち、継続して1年以上精神科病院に入院している人数を、精神病院長期在院者数とし、成果目標として設定した。

### 【地域生活支援拠点等の整備】

・地域生活支援拠点等の整備については、平成29年度末までの設置に向けて、市川市自立支援協議会及び各専門部会で検討を行っている。

### 【一般就労への移行】

・就労移行支援事業への多くの参入（27年度末で市内11か所）、「障害者就業・生活支援センターいちされん」、「チャレンジオフィスいちかわ」（就労支援センター「アクセス」との協力体制）、「就労支援担当者会議」を中心としたネットワーク化やハローワークと連携した企業への働きかけなど、多様な取り組みにより就労実績をあげることができた。

・市内に就労継続支援A型事業所が開設されており、既存の資源との連携をはかっていく。

# Ⅲ障害福祉計画 3進捗状況 事業別一覧

評価  
 A 十分達成できた  
 B 概ね達成できた  
 C やや不十分だった  
 D 不十分だった

No	事業名	事業内容	単位	27年度見込量	27年度実績量	28年度見込量	28年度実績量	29年度見込量	29年度実績量	評価
1 障害福祉サービス										
1	訪問系サービス	居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行う	時間/月	13,444	<b>10,638</b>	14,768	16,091		A
			実人/月	538	<b>446</b>	591	644			
		重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供する	時間/月	5,080	<b>4,033</b>	5,588	6,146		A
			実人/月	22	<b>18</b>	24	26			
		同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供する	時間/月	1,415	<b>1,531</b>	1,489	1,562		A
実人/月	69		<b>55</b>	76	83					
4	行動援護	重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供する	時間/月	221	<b>249</b>	244	268		A	
			実人/月	12	<b>11</b>	13	15			
5	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供する	時間/月	0	<b>0</b>	0	0		A	
			実人/月	0	<b>0</b>	0	0			
6	生活介護	常時介護を要する障害者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う	延人日/月	13,724	<b>13,511</b>	14,115	14,506		A	
			実人/月	702	<b>681</b>	731	760			
7	自立訓練(機能訓練)	障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行う	延人日/月	16	<b>0</b>	16	16		D	
			実人/月	1	<b>0</b>	1	1			
8	自立訓練(生活訓練)	障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う	延人日/月	1,049	<b>795</b>	1,154	1,269		B	
			実人/月	94	<b>65</b>	104	114			
9	就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う	延人日/月	1,983	<b>2,004</b>	2,069	2,155		A	
			実人/月	153	<b>124</b>	165	177			
10	就労継続支援A型(雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約により就労の機会を提供する	延人日/月	779	<b>1,667</b>	857	943		A	
			実人/月	41	<b>89</b>	45	50			

評価
A 十分達成できた
B 概ね達成できた
C やや不十分だった
D 不十分だった

No	事業名	事業内容	単位	27年度見込量	27年度実績量	28年度見込量	28年度実績量	29年度見込量	29年度実績量	評価
11	就労継続支援B型 (非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行う	延人日/月	5,973	<b>6,245</b>	6,276		6,579		A
			実人/月	430	<b>352</b>	468		506		
12	日中活動系 サービス	療養介護	延人日/月	338	<b>402</b>	338		338		A
			実人/月	11	<b>13</b>	11		11		
13 14	短期入所 (福祉型・医療型)	(福祉型：上段)居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受ける  (医療型：下段)居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が病院等への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受ける	延人日/月	793 12	<b>579</b>	858 12		922 14		B
			実人/月	55 2	<b>50</b>	57 2		59 2		
15	居住系 サービス	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行う	実人/月	209	<b>211</b>	207		205	A
16		共同生活援助	主に夜間において、共同生活を行う住居(グループホーム)で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行う	実人/月	218	<b>183</b>	238		258	A
2 相談支援										
17	相談支援	計画相談支援	障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行う	実人/月	550	<b>425</b>	600		650	B
		地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行う	実人/月	10	<b>6</b>	11		12	
		地域定着支援	居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行う	実人/月	50	<b>36</b>	55		60	

評価
A 十分達成できた
B 概ね達成できた
C やや不十分だった
D 不十分だった

No	事業名	事業内容	単位	27年度見込量	27年度実績量	28年度見込量	28年度実績量	29年度見込量	29年度実績量	評価
3 地域生活支援事業										
18	理解促進・研修啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行う	実施の有無	実施	実施	実施		実施		A
19	自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する	実施の有無	実施	実施	実施		実施		A
20	相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4		4		A
		基幹相談支援センター	箇所	-	-	-		1		
		市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1		1		
		住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1		1		
21	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する	箇所	5	7	6		7	A	
22	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行う	実施の有無	検討	検討	検討		実施	B	
23	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延利用人/年	825	735	849		873	A	
		要約筆記者派遣事業	実利用人/年	122	112	127		131		
		手話通訳者設置事業	設置人数	2	4	2		2		

評価  
 A 十分達成できた  
 B 概ね達成できた  
 C やや不十分だった  
 D 不十分だった

No	事業名	事業内容	単位	27年度見込量	27年度実績量	28年度見込量	28年度実績量	29年度見込量	29年度実績量	評価
24	日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす等の用具	延給付件/年	23	23	23		23	
		自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具	延給付件/年	81	60	82		83	
		在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具	延給付件/年	43	44	43		43	
		情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具	延給付件/年	87	61	90		92	
		排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品	延給付件/年	6,308	7,177	6,353		6,420	
		住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用	延給付件/年	8	11	8		8	
25	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成する	実養成講習修了見込み者数	15	15	15		15		A
26	移動支援事業	一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う	箇所	79	73	83		88		A
			実人/年	594	574	616		637		A
			延利用時間/年	50,000	54,949	52,000		53,000		A
27	地域活動支援センター事業	障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う	箇所	1	1	1		1		A
			平均実利用人数/日	24	18	24		25		
			箇所	1	1	1		1		
			平均実利用人数/日	10	8	11		12		
			箇所	10	8	10		10		
			平均実利用人数/日	77	75	77		77		

評価
A 十分達成できた
B 概ね達成できた
C やや不十分だった
D 不十分だった

No	事業名	事業内容	単位	27年度見込量	27年度実績量	28年度見込量	28年度実績量	29年度見込量	29年度実績量	評価
4 障害児支援事業										
28	障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行う	実人/月	12	36	23		35		A
29	児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う	延人日/月	2,228	2,573	3,097		4,305		A
			実人/月	171	295	238		331		
30	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行う	延人日/月	239	173	268		300		B
			実人/月	35	28	43		53		
31	放課後等デイサービス	障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	延人日/月	3,374	4,158	4,454		5,879		A
			実人/月	328	701	387		457		
32	保育所等訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	延人日/月	10	2	10		10		C
			実人/月	5	1	5		5		

## Ⅲ障害福祉計画 4個別サービスの課題と対応

### 【障害福祉サービス】

#### (1) 訪問系サービス

- ・居宅介護、重度訪問介護については、全体的にサービスの内容について理解が広がり、状況に合ったサービスを選択するようになってきた。
- ・同行援護は、利用者数は減少しているものの、一人あたりの利用実績は増加している。
- ・行動援護は、利用者数は変わらないが、一人あたりの利用実績は増加している。
- ・同行援護、行動援護のいずれも、サービスの存在や内容について周知、理解を広げる必要がある。
- ・重度障害者等包括支援については、依然としてサービスを提供する事業所が県内にはない。
- ・訪問系サービスの利用実績は、全般的に増加傾向にあり、今後の需要の拡大に向けてヘルパー等の人材育成・確保が必要である。
- ・引き続き、介護保険制度におけるサービス提供事業者へ新規参入、既存の事業者へ事業拡大を呼びかけていく。
- ・各サービスの利用状況や利用内容については、サービス等利用計画やモニタリングを活用し、確認していく。
- ・平成27年度以降は、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成する必要があるため、計画相談支援がケアマネジメントの中心を担う体制を整えていく。
- ・その他、自立支援協議会や居宅支援連絡会などの場を活用して、相談支援体制との連携を強化していく。

## (2) 日中活動系サービス

- ・生活介護は、利用者数は変わらないが、一人あたりの利用実績が増加している。
- ・自立訓練（機能訓練）は、依然として、サービスを提供する事業所が市内になく、市外のサービス利用による実績を示している。
- ・自立訓練（生活訓練）は、利用者数は変わらないが、一人あたりの利用実績は増えている。
- ・就労移行支援は、利用者数と利用実績ともに増えている。就労後の定着支援が課題となっており、就労支援部会で定着支援ケースの事例検討会を実施し、情報の共有と今後の展開について検討した。
- ・就労継続支援（A型）は、利用者数、利用実績が大幅に増えている。
- ・就労継続支援（B型）は、利用実績が緩やかに増加している。
- ・療養介護は、新たなサービス希望者に対して、すぐにはサービスを提供できていない状況がある。
- ・短期入所は、市内や近隣に事業所が少なく、遠方の事業所を利用している実態がある。
- ・重症心身障害児者の一時預かり事業「どれみ」については、平成26年度に続き宿泊を伴う預かりサービスを実施。事業化も視野に入れ検討していく。
- ・日中活動系サービスについては、サービス内容が浸透し、利用者が自身の状況や目的に即して事業所を選ぶようになり、事業所側も質の高いサービスを求められている。
- ・日中活動系サービスに一旦つながりながら、利用を中断する方に対してフォローが行き届いていない状況に対して、法改正による相談支援の枠組みの見直しを踏まえ、自立支援協議会の相談支援部会において検討を進めた。

### (3) 居住系サービス

- ・施設入所支援について、地域への移行が進められる一方で、施設入所を必要としている人もおり、行き場がない状況がある。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、需要が増大傾向にあり、施設・世話人の確保と人材育成が課題となっているが、開設にあたっては、建築基準法や消防法等における基準を満たすことが求められることなどから、既存建物の活用が難しく、思うように開設が進んでいない現状がある。

#### 【相談支援】

- ・指定特定相談支援：平成27年度以降は、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成しなければならないため、セルフプランも活用しつつ、計画相談支援事業の拡充を図る為、介護保険事業所等にも新規参入を呼びかけた。
- ・今後は、相談支援の裾野の広がりに対応して、質と量の担保が課題となっている。
- ・困難事例を検討し、地域の課題を集約するとともに、指定相談支援事業所へのバックアップを行う仕組みとして、自立支援協議会の相談支援部会に「グループスーパービジョン」を実施している。
- ・指定一般相談支援：地域移行・定着支援を行う中で、障害福祉サービスにつながらない方への対応を検討する必要がある。
- ・不足する相談支援専門員の担い手を確保する為に、相談支援部会を中心に「障害児・者相談支援ガイドライン」を作成し、同ガイドラインに基づく研修を実施した。
- ・相談支援の質の担保、事業者間の相互のネットワーク作りを目的として立ち上げられた「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会（通称：is-net）」は、相談支援専門員向けの研修会などを開催している。

## 【地域生活支援事業】

### (1) 理解促進研修・啓発事業

- ・ 障害者週間イベント（I♥あいフェスタ）の会場を、これまでの文化会館からショッピングセンターに変更し開催した。
- ・ これまでと比べ、多くの来場者があり、市民への啓発に効果が得られた。

### (2) 自発的活動支援事業

- ・ 障害者団体連絡会の事務局体制を整備した。会議の際に必要な情報保障（手話通訳者・要約筆記者）をしている。

### (3) 相談支援事業

- ・ 市直営の相談支援機関3か所のほかに、平成21年度より基幹型支援センター「えくる」を開設し、積極的な訪問を中心とした相談支援や、夜間・休日の対応、居住サポートなどを担っている。
- ・ 障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年10月より「市川市障害者虐待防止センター」を障害者支援課に設置している。
- ・ 市における、効率的な相談支援のあり方を目指して「基幹相談支援センター」を平成29年度までに設置することとし、自立支援協議会の相談支援部会を中心に検討を進めている。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

- ・制度についての認知が進み、当初の見込みを上回る7人が、成年後見人等への報酬助成を利用した。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

- ・市民後見人養成講座の実施を検討し、法人後見を含む事業の拡充に向けた準備を行った。

#### (6) 意思疎通支援事業

- ・設置手話通訳者が増員され4人となった。
- ・派遣事業は手話通訳者12名、要約筆記奉仕員9名で対応している。
- ・マンパワー不足に対して、県の手話通訳者、要約筆記奉仕員試験の合格者の登録を呼びかけていく。

#### (7) 日常生活用具給付等事業

- ・介護保険適用者が多いため、同様の品目があるものは増加がみられない。
- ・給付品目の見直しを定期的に行い、利用者の日常生活の便宜を図っていく。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話奉仕員養成研修事業は、目標数の15人が養成講座を修了した。
- ・しかしながら、県主催である「手話通訳者養成講座」の受講を希望する方は少ない状況がある。
- ・「手話通訳者養成講座」の県内各所での開催を、県に働きかけていく。

## (9) 移動支援事業

- ・一人あたりの利用時間が大幅に増加した。
- ・支給時間を増やして欲しい、使いやすい形にして欲しいという要望が続いている。
- ・支給基準や支給量の見直しを検討していく。

## (10) 地域活動支援センター事業

- ・Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型いずれも、利用者数はほぼ横ばいの状態だった。
- ・Ⅱ型の利用者の大半が、介護保険サービスを併用している高齢者となっていて、若年層の人が利用しづらくなっているため、高齢障害者の日中活動のあり方を整理していく中で、地域活動支援センターの利用のあり方についても検討していく。
- ・Ⅲ型については、個別給付による通所サービスとは異なるニーズに応える場としての意義を位置付けていく。

## 【障害児支援事業】

- ・ 障害児相談支援は、セルフプランの割合が大きいものの、児童発達支援センターが中心となり、障害児支援利用計画の作成が進み始めている。今後は更に増えるように、相談支援事業所に働きかけていく。
- ・ 利用者のニーズに合わせたサービスが選択しやすいように、障害児支援連絡会において障害児支援事業所のガイドブック作りに取り組んだ。
- ・ 児童発達支援と放課後等デイサービスは事業者が増え、利用者も増えた。今後は事業者による支援の質の向上を目指し職員への研修を行っていく。
- ・ 医療型児童発達支援について、医療的ケアが開始3年目となり、必要としている園児や保護者の安心、安全に繋がるものとなっている。
- ・ 保育所等訪問支援により、利用者の通う地域での集団生活のよりよい環境が整えられたことから今後も関係機関に周知し、広めていく。
- ・ ライフステージが変わることにより、支援方法や情報が分断されていた従来の問題を解消するためのツールとして「ライフサポートファイル」の導入に向けた検討を進めた。

## Ⅲ障害福祉計画 5全体の総括

・障害福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業、障害児支援事業全体を通しての共通課題としては、以下のようなものが挙げられる。

人材の確保・育成

サービスの質の担保

泊まれる場（一時宿泊、医療的ケア等）の充実

集う場の充実（就労障害者、定型的サービスにつながりにくい人等）

移動サービスの充実（施設への送迎を含む）

相談支援体制の整備

住まう場の整備

市南部のサービス資源の充実

・これらの課題に対応するため、自立支援協議会を活用して試行的事業、調査、研修、ネットワークの形成などの手法により地域資源の創設や体制整備を進めていく。

・また、自己選択・自己決定の観点から、市民への情報提供やレクチャーなどを通じて、利用者や家族、関係者の情報活用力の向上に努める。

## 市川市障害者計画基本計画策定に係る自立支援協議会プロジェクトチームの設置について

### 1 目的

平成30年3月に終期を迎える市川市障害者計画基本計画に代わる新たな障害者計画基本計画（仮称）の計画の基本的な考え方及び施策体系に関する叩き台の作成

### 2 開催概要

#### 【開催日程・検討内容】

- ① 12月13日（火）…現行の基本計画及び障害者基本計画の確認  
法改正&社会情勢の動向の確認
- ② 1月24日（火）…計画の基本的な考え方について
- ③ 2月21日（火）…アンケート調査結果の報告
- ④ 3月21日（火）…市川市の現状と課題について
- ⑤ 4月18日（火）…施策体系について
- ⑥ 5月16日（火）…叩き台のまとめ

#### 【開催時間】

午後6時から2時間程度

#### 【会場】

障害者地域生活支援センター 支援ルーム

### 3 メンバー

- ① 会長1名
- ② 副会長2名
- ③ 各部会幹事2名×3部会
- ④ 団体連絡会3名
- ⑤ 障害児支援関係者1名 = 合計13名

### 4 事務局

福祉部 障害者支援課

こども政策部 発達支援課

### 5 今後のスケジュール

裏面参照

# 次期障害者計画及び障害福祉計画策定に係るスケジュール(案)

2016/10/31

	H28					H29					H30					備考					
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8		9	10	11	12	1
○アンケート調査	・案作成					・発送 → ・回収 → ・分析&集計															
○障害者団体ヒアリング											・実施										
○パブリックコメント											・実施										
○講演会											・実施										
○社会福祉審議会	①7/4 アンケート概要説明					② 第2次ハートフル進捗報告					③ アンケート結果報告										
○障害者福祉専門分科会	①7/27 第2次ハートフル内容検討					②2/1 アンケート結果報告					④? ①「諮問」次期計画の策定について ②分科会審議の中間報告 ③報告 第2次ハートフル進捗 ④答申案の報告 → 「答申」										
○自立支援協議会	②7/14					③11/8					④										
○プロジェクトチーム	①12/13					②1/24					③2/21					④3/21					
○障害者団体連絡会	②9/20					③11/1					④2/28					①					
											⑤4/18					⑥5/16					
																②					
																③					
																④					

市川第 20161014-0087 号

平成 28 年 10 月 14 日

関係者 各位

こども政策部発達支援課

課長 行木 和代

ライフサポートファイルの活用にご協力ください

日頃より、市川市こども発達センターの運営に関しましては、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市川市では、先般よりライフサポートファイルの作成を進めてきたところでございますが、この度下記の内容で完成することが出来ました。

このライフサポートファイルを、障害児をはじめ、学校、幼稚園、保育園、事業所の職員の方々にも広くご活用いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

記

(1) ライフサポートファイルとは

生育歴等のプロフィール、関係機関一覧、支援方法などの個人情報を記入し、一括して保管しておくものです。

(2) ライフサポートファイルの目的

- ・本人や保護者が複数の機関との面談時に同じ内容を説明しなくても、情報を共有できるようにする。
- ・本人の成長の節目でも一貫した支援が継続されるようにする。
- ・家族の支援が得られなくなったときにも本人を支援している機関が必要な生活環境を迅速に整えられるようにする。

(3) 配布場所

発達支援課（市川市こども発達センター内）窓口

障害者支援課（市川市役所内）窓口

※スマイルプランとの併用が可能です。

なお、ご不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

市川市役所 こども政策部 発達支援課

047-370-3577 担当：野口、栗橋

障害者差別解消支援地域協議会（以下、地域協議会）について

### 1. 地域協議会とは

地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行う組織として、障害者差別解消法第 17 条に定められている。

### 2. 市川市における地域協議会

「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」の要綱を改正し、「市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）」として、地域協議会の位置づけとする。

また、ネットワーク会議の下部組織である「市川市障害者の虐待防止に関する会議」の要綱を改正し、「市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議（以下、実務者会議）」とする。

委員：ネットワーク会議は変更無し。実務者会議に、障害当事者（障害者本人または家族）を追加（市川市障害者団体連絡会より推薦してもらう）。

開催頻度：（ネットワーク会議）年 2 回

（実務者会議）年 2 回の定例開催のほか、必要に応じて開催。

議題：（ネットワーク会議）これまでの議題に加え、障害者の差別に関する案件を扱う（実務者会議からの報告を受け、必要な協議を行うことを想定）。

（実務者会議）これまでの議題に加え、障害者の差別に関する案件を扱う（個別ケースに関わる関係者会議からの報告を受け、必要な協議を行うことを想定）。

### 3. 相談事案の流れ（別紙参照）

### 4. 千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」との関係

相談事案に対し、窓口担当課である障害者支援課が、条例により配置されている「地域相談員」や「広域専門指導員」の助言を受けたり、連携したりすることを想定。また、相談者本人の希望により、条例での対応とすることも可能とする。

### 5. 千葉県の地域協議会（県条例の「調整委員会」と一体的な運用）との関係

専門性の高い事案や、広域的な対応が必要な事案などに関して、市の地域協議会が、県の地域協議会の助言を受けたり、連携したりすることを想定。

市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する  
会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）の防止並びに障害を理由とする差別（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条及び第8条に規定する障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることをいう。以下同じ。）の解消を図るため、市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議運営要綱（平成25年4月1日施行）第3条第1号に規定する実務者が行う家庭等における暴力等に関する会議のうち、障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議)

第2条 前条の障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議は、実務者会議とする。

(実務者会議)

第3条 実務者会議は、次に掲げる事項について情報交換を行うために開催する。

- (1) 本市における障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消の現状及び課題に関すること。
- (2) 障害者虐待若しくは障害を理由とする差別を受けた障害者又は障害者虐待若しくは障害を理由とする差別を行った者に対して関係機関又は関係団体が行う保護又は支援の評価に関すること。
- (3) 市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議に報告する事項に関すること。

2 実務者会議の出席者は、別表第1に掲げる関係機関又は関係団体の職員及び別表第2に掲げる職にある者とする。

3 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し実務者会議への出席を依頼することができる。

(守秘義務)

第4条 実務者会議の出席者は、実務者会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第5条 実務者会議の運営に関する事務は、福祉部障害者支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

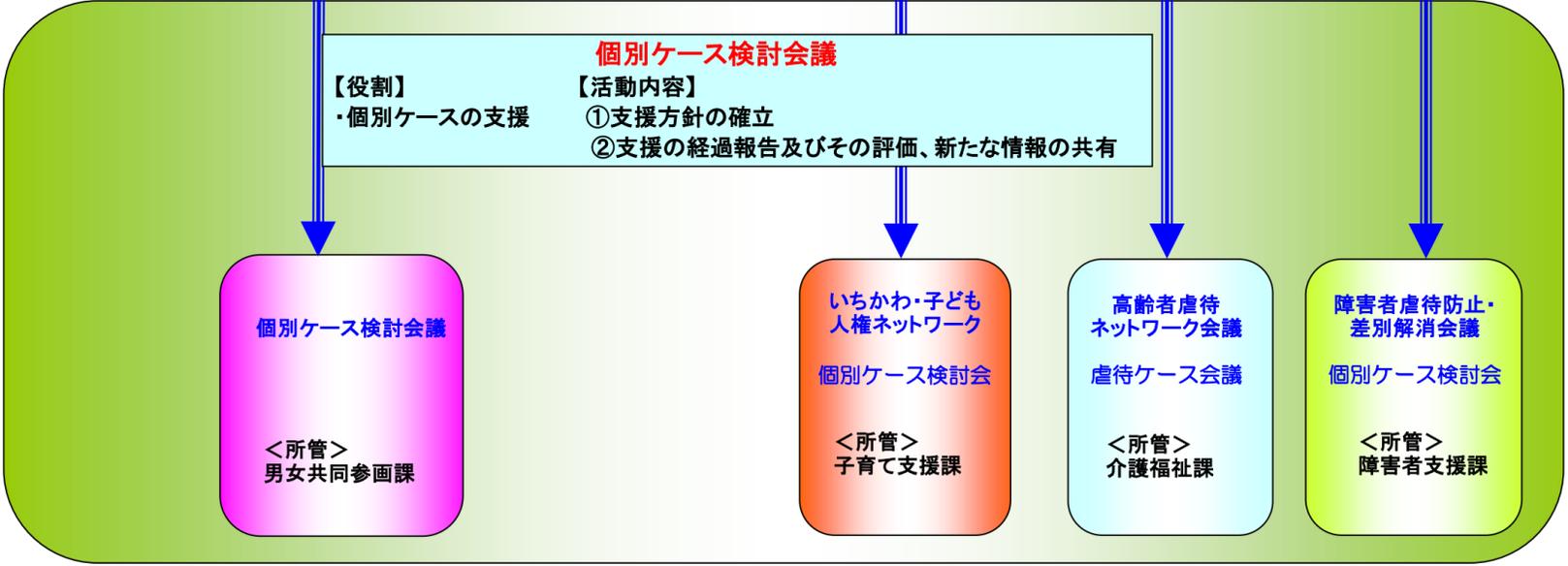
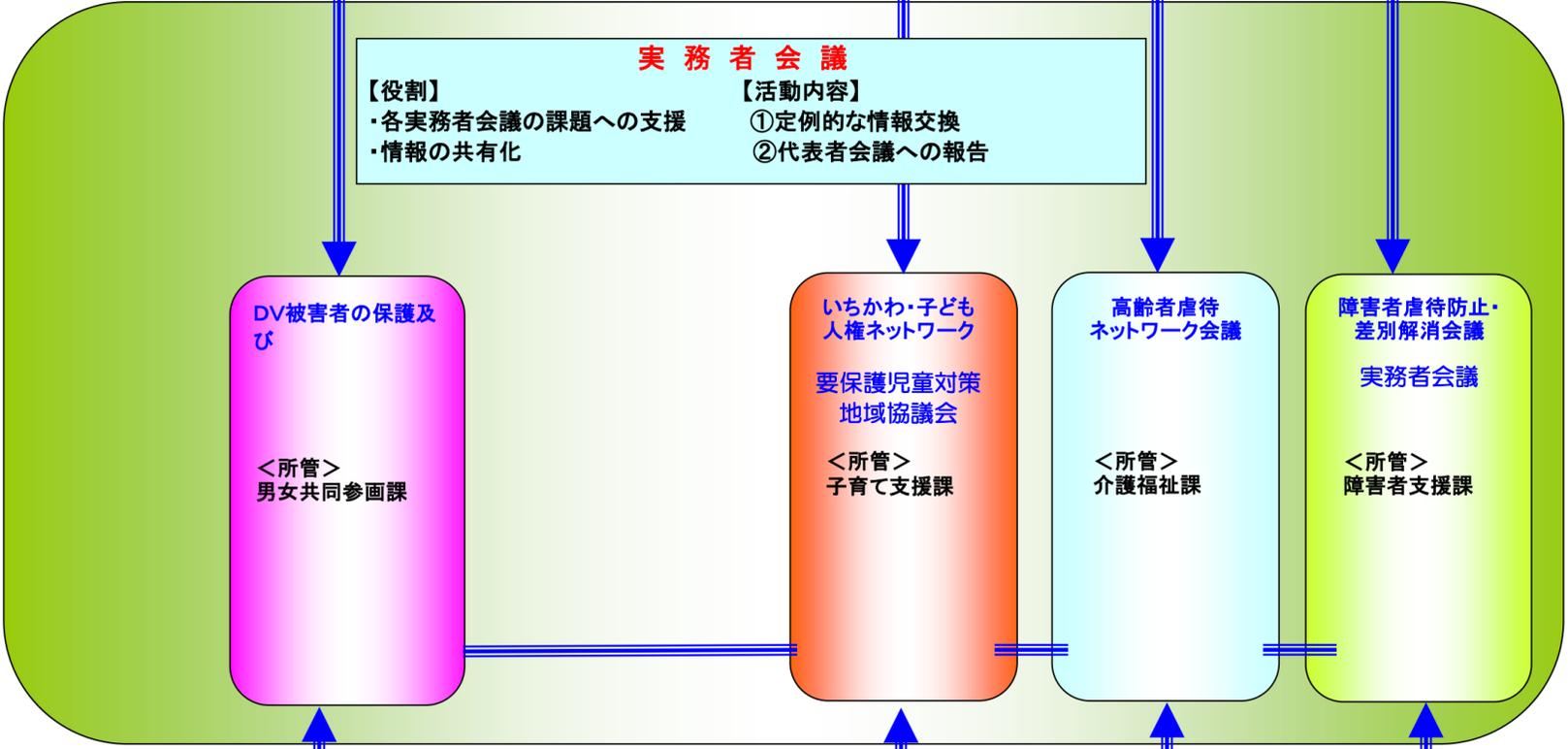
別表第1（第3条関係）

- (1) 千葉県市川警察署
- (2) 千葉県行徳警察署
- (3) 市川健康福祉センター
- (4) 市川児童相談所
- (5) 市川市社会福祉協議会
- (6) 中核地域生活支援センター がじゅまる
- (7) 市川市自立支援協議会
- (8) 基幹型支援センター えくる
- (9) 市川市障害者団体連絡会

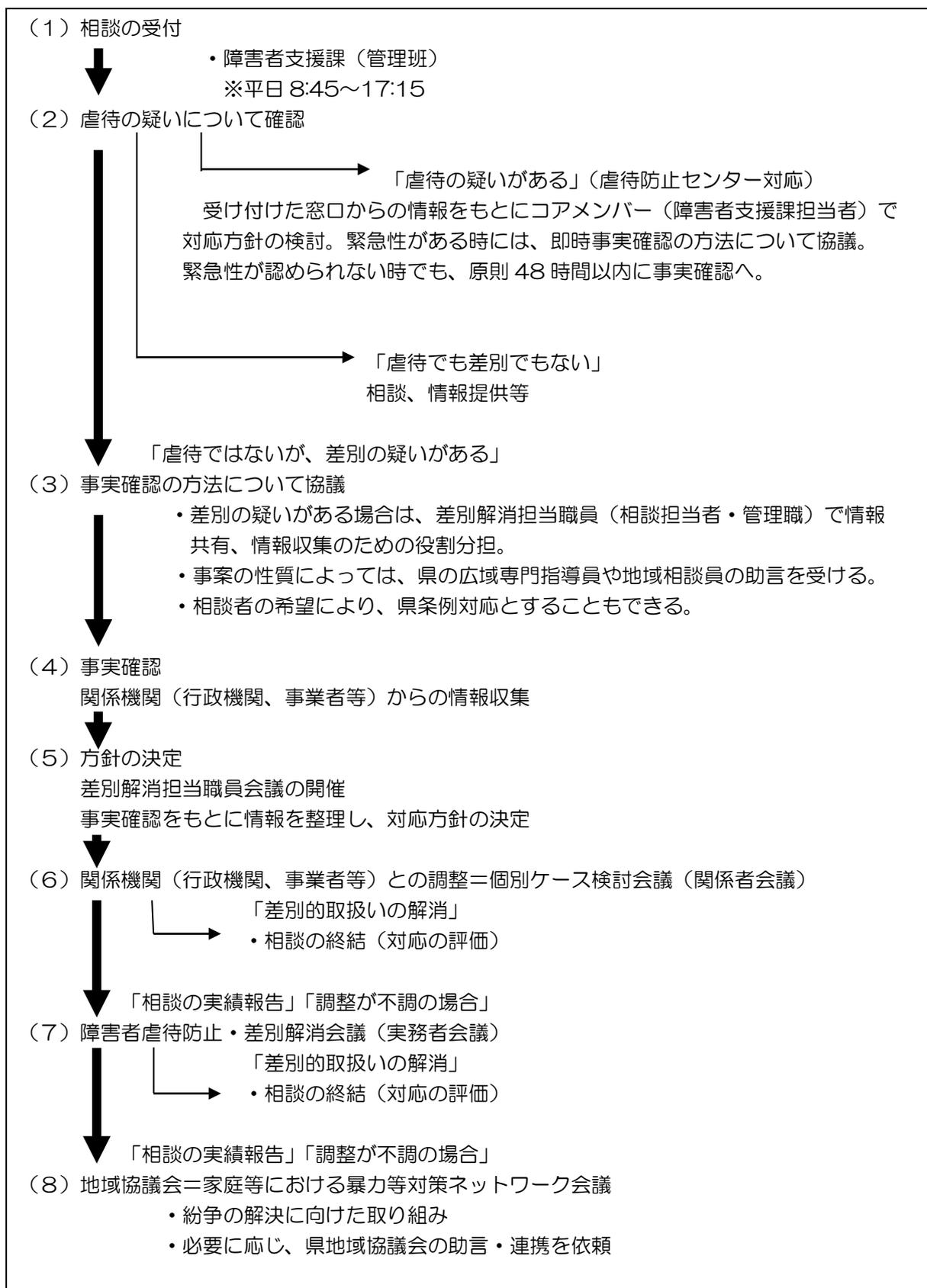
別表第2（第3条関係）

- (1) 総務部男女共同参画課長
- (2) 福祉部福祉政策課長
- (3) 福祉部介護福祉課長
- (4) 福祉部生活支援課長
- (5) こども政策部子育て支援課長
- (6) 保健部保健センター健康支援課長

# 市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図



## 障害者差別に関する相談への対応フロー



## 市民後見人養成について

### 【応募状況等】

養成講座申し込み 24名

男性 8名（40代1名・50代4名・60代3名）

女性 16名（40代1名・50代3名・60代12名）

第一次審査 合格者 24名

第二次審査 合格者 19名（1名は第二次審査辞退）

### 【応募者の有している資格等】

- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員
- ・ ホームヘルパー
- ・ 看護師・保健師
- ・ 薬剤師
- ・ 消費生活アドバイザー
- ・ 家庭福祉員
- ・ 生活支援員
- ・ ファイナンシャルプランナー
- ・ 図書館司書
- ・ 教員免許 等

### 【ボランティア活動等】

- ・ 自治会活動
- ・ ファミリーサポートセンター
- ・ 手話サークル
- ・ NPO 活動
- ・ 障害者支援 等

市川市市民後見人養成講座カリキュラム

会場 市川教育会館 研修室

	日付	講座名	時間	主な内容	講師	単位
1 日目	10/22(土)	開講式	10:00～ 10:30	開講式及びオリエンテーション		
		成年後見概論	10:30～ 14:30	・制度の趣旨(背景、目的、基本理念等) ・法定後見制度 ・任意後見制度	千葉県弁護士会京葉支部	3
		市川市の福祉等制度	14:30～ 15:10	市川市の福祉施策の現状	福祉政策課	2
15:10～ 16:30	介護保険制度と市川市の高齢者虐待の現状と対応		介護福祉課			
2 日目	10/29(土)	市川市の福祉等制度	10:00～ 10:30	障害者施策と市川市の現状	障害者支援課	5.5
			10:30～ 11:10	障害者の虐待の現状と対策		
			11:10～ 12:10	生活保護制度	生活支援課	
			13:10～ 13:50	健康保険制度	国民健康保険課	
			13:50～ 14:30	年金制度	国民年金課	
			14:30～ 15:30	消費者保護	総合市民相談課(消費生活センター)	
			15:30～ 16:00	・税金の種類及び申告	市民税課	
			16:00～ 16:30	・固定資産税	固定資産税課	
3 日目	11/5(土)	法律の基礎	10:00～ 12:00	・民法(家族法、財産法)・刑法 ・消費者契約法・特定商取引法	千葉県弁護士会京葉支部	2
		成年後見制度と市町村	13:00～ 14:00	成年後見制度における市町村の役割と責任 ・市長申立の現状と成年後見制度 ・成年後見制度利用支援事業	障害者支援課・介護福祉課	1
		対象者の理解1	14:00～ 16:00	・高齢者及び認知症の理解	介護福祉課 (高齢者サポートセンター八幡)	2
4 日目	11/12(土)	対象者の理解2	10:00～ 14:00	・知的障害者の理解 ・精神障害者の理解 ・高次脳機能障害、発達障害の理解	障害者支援課	3
		成年後見の実務1	14:00～ 16:00	・申立書類の作成		2
5 日目	11/19(土)	成年後見の実務2	10:00～ 12:00	・就任後の事務	公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート 千葉県支部	2
			13:00～ 16:00	・後見事務遂行中の事務 ・後見事務終了後の手続き		3
6 日目	11/26(土)	地域福祉概論	10:00～ 11:00	自治会活動の現状	地域振興課	1
			11:00～ 12:00	・福祉サービス利用援助事業	市川市社会福祉協議会	1
			13:00～ 15:00	・地域福祉・権利擁護の理念 ・社会福祉協議会の役割		2
		市民後見活動の実際1	15:00～ 16:30	後見実施機関の実務	世田谷区社会福祉協議会	1.5
7 日目	12/3(土)	対人援助の基礎	10:00～ 12:00	対人援助技法	一般社団法人 千葉県社会福祉士会	2
		課題演習 (グループワーク)	13:00～ 16:00	事例報告と検討 ・専門職後見人からの各事例を通じ、 後見事例を学ぶ		3
8 日目	12/9(金)	家庭裁判所の役割	10:00～ 11:00	家庭裁判所の業務	千葉家庭裁判所	1
		市民後見活動の実際2	11:00～ 12:00	市民後見人による活動報告	市民後見人	1
			13:00～ 13:30	社会福祉協議会のサポート体制	市川市社会福祉協議会	0.5
		市民後見人概論	13:30～ 16:30	・市民後見人の役割 ・市民後見人の現状と課題	池田恵利子氏	2
終了後～ 2月頃まで	体験実習		・施設実習(終了後、レポート作成)	高齢・障害施設各1ヶ所×4H	8	
2月頃まで	レポート作成		・体験実習を終えて / ・自分が考える市民後見人像		3	
	3/4(土)	修了式	10:00～ 12:00	修了式		合計 51.5

**市川市障害者週間のイベント「I♥あい（あいあい）フェスタ」について**

12月3日から9日までの1週間を国は障害者週間として位置づけ、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会」（内閣府ホームページより）の実現を目指しています。障害者週間には市川市も障害に関する啓発活動を実施します。

また、実施にあたり、市川市自立支援協議会、市内の社会福祉法人やNPO法人、障害者団体連絡会等のご協力をいただいています。

是非、お立ち寄りください。よろしくお願いたします。

**【日 時】**

平成28年12月3日（土） 10時～16時

**【内 容】****I ニッケコルトンプラザ 2階コルトンホール（手話通訳と要約筆記あり）**

- ①市川乙女（アイドルグループ）によるパフォーマンス
- ②ボッチャ体験
- ③レンコンバンド（市川レンコンの会）の演奏
- ④チャレンジドミュージカルの上演
- ⑤同時開催（10時30分～13時 予定）
  - ・福祉施設等による生産品の販売
  - ・障害体験コーナー（バーチャルハルシネーション・車椅子体験等）
  - ・点字しおり作成コーナー

**II 市川市生涯学習センター 1階「カフェテラスぴっころ」**

福祉施設等による生産品や写真の展示及び人気投票

「I♥1（あいわん）グランプリ」

11月25日（金）～12月3日（土） 10時～17時

最終日（12月3日）は13時まで（予定）

**【問い合わせ】**

南八幡メンタルサポートセンター（担当：渡辺）

電話：047-376-6466 FAX：047-376-6677

平成28年10月31日

市川市福祉部  
部長 安井誠一 様

市川市自立支援協議会  
会長 山崎泰介 様

市川手をつなぐ親の会  
会長 田上 昌宏

## 障害者施設の民営化（含. 指定管理）に関する要望書

市川市におかれましては、常日頃、障害福祉に暖かいご理解を賜り、誠にありがとうございます。

知的障害者が地域で暮らす要の一つである、学校卒業後の日中活動の場に関して、「望まぬ在宅は出さない」という重点施策が、全国どこよりも早く、そして今なお続く施策として在り、行政と民間事業者の協力とで実現できていますことは、大変心強く、深く感謝申し上げます。加えて、知的障害者も加齢・高齢化を迎え始めた10年ほど前から、レスパイト・移動支援・居宅介護・日中一時・単独型ショートステイ・グループホーム、そして相談支援等、市川での暮らしを続けるために必要な福祉サービスを、民間事業者の努力で実現する際、下支えしてくださっていることに、心よりお礼を申し上げます。

言い換えますと、市川の良さは、利用者のニーズの実現に向けて、行政と民間事業者が共に考え工夫した施策を作り、権利擁護の理念にのっとりた支援をし続けていることだと思います。そこには、市職員が公立通所という支援の現場に関わることで、利用者と家族の暮らしの現実に向き合ってきたことも大きいと感じています。ただし、通所以外の暮らし、特に夜の暮らし支援が出来なかったという「公の限界」は、高齢化を迎えた地域福祉の拡充を遅らせた原因と言えます。前述の単独型ショートステイもグループホームも市内民間事業者がニーズを受けて、設置運営しています。

公の限界を埋めていく時に特に力強い存在となったのは、市川市自立支援協議会の始まりだと思います。障害の枠を超えて、事業者・支援者の連携が深まり、緊急時も含めて、支援の流れが整いつつあると実感しています。そして、その公の限界の認識と市内民間法人が育ってきたことで、公立通所の民営化が決まったと理解しています。社会福祉審議会での答申は、関係者の意見を取り入れて、一定基準のものであると思います。

しかしながら、現実到现在まで決まってきた民営化（指定管理も含め）の進め方は、前述で申し上げた、市川の良さを全く活かさないやり方で、育ってきた市内民間法人の力や連携の力を完全に無視しています。昭和62年、地域作業所「いぶき」が創設されて以来、さまざまな民間事業者が、地域福祉実現のために懸命に努力を続けてまいりました。今回のことは、それら事業者が行政への信頼を失い、地域のニーズに応えていこうとする意欲を阻むことにもなりかねません。このことは、高齢化問題に直面している当事者家族としても、非常に危惧するところです。

そこで、以下、民営化に際しての要望を書き、提出いたします。

- 一. 民営化についての答申を、自立支援協議会・関係部会でも深く話し合い、理念を共有してください。そして、市内の障害者福祉全体の方向性と、その中でどの様に民営化を進めるのがいいのかを、自立支援協議会・関係部会で検討してください。答申の付帯意見についても更に議論が必要です。常に市内民間法人との連携を大事にしてください。
  
- 二. 具体的な民営化に向けては、自立支援協議会の中にワーキンググループなど、実質的な場を設置してください。  
※そこでは、民営化する前に公立通所のうちにしておくべきことや、公募する際の条件・評価項目等についても、市だけで決めず、自立支援協議会（ワーキンググループ等）の場で、しっかりと検討し、進めてください。例えば、参考資料（民営化についての答申から抜粋）にある図に、グループホームの記載があります。グループホームを市内で設置運営することも条件に加えてください。また、市外の法人が入ることを拒否するわけではありませんが、その場合は、市川の様々な事業所と連携をし共に考え、市内に地域福祉の場を展開していくこと、自立支援協議会に参画することを、条件とすべきと思います。
  
- 三. 民営化の際、広く当事者意見を聞くこと、相談支援で把握しているニーズを反映すること等、是非お願いいたします。  
※答申の付帯意見に、「民営化の際には、当事者、家族に理解を得ること」とあります。利用者とその家族を第一に考えていただいていることは良いのですが、公立通所を引き継ぐ法人は、市民である障害者の地域福祉を担う責任があるのですから、広く意見やニーズを収集してください。
  
- 四. 障害者も高齢化を迎えている今、参考資料の図にあるような、地域生活支援拠点構想と相談支援の機能を担える法人を応援し育ててください。下支えをしてください。  
※公立通所の長い歴史の中で、どんな障害があっても通所で支えるという大きな功績はありましたが、それは暮らしを支える家族がいて、出来てきたことです。こと暮らしの場に関しては民間事業者に頼りながら、待ったなしの高齢化を迎えているのです。そこで期待する仕組みが、地域生活支援拠点と相談支援です。その仕組みは、市内民間事業者の連携無くしては、出来ません。地域福祉を担える法人をもっと育てることが公の役割ですが、それも自立支援協議会で官民協働なくしては、出来ないことだと思います。

以上。

## 5. 障害者施設で提供すべきサービスの望ましい姿(将来像)

現在

地域的に障害種別ごとに偏りがあり、身近な福祉サービスが不足している

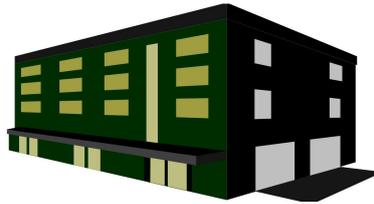


拠点送迎が中心  
拠点のバス停までは家族の送迎が必要

地域から自力または送迎バスにて通所  
遠い方は1時間以上かかる人も



基本的には施設内の支援に  
止まっている



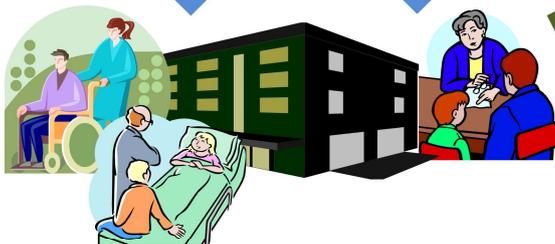
サービスは1~2種類のみ。  
夕方までで終了してしまうため近年のサービスニーズには応えられていない。

民営化すると

将来

市内を既存公立施設の立地面から、それぞれの地域で拠点となる施設を整備し  
十分な支援体制を構築

ドアツードア送迎を含むきめの細かい送迎  
時間は概ね1時間以内を目指す



地域に向いての相談支援等アウトリーチ型支援

他施設や他機関と連携し地域生活をサポート

日中活動以外にも短期入所、相談支援事業、居宅介護、グループホームなど、多様なサービスを提供しながら、居場所や地域のケアステーションとしての機能強化を図る。

## IV. 答申

### ① 公立施設の役割やあり方について

(結論)

本市における公立施設について、これまでの通所サービスから新たなニーズに向けての転換を図るべきである。

(理由)

本市は、これまで民間施設のない時代から公の役割として日中活動系の通所サービスを直接実施してきたが、近年では民間の力が高まっており、その役割も一定の成果を果たしたと思われる。今後は、市民ニーズに対応した多様なサービスを提供していけるよう、民間事業所等を下支えする役割へと軸足を移すべき時期に来ていると考える。

その一方、公立施設では現在まで、民間事業所で受入が難しい障害者について対応してきた実績もある。このような難しいサービスニーズに対応していくため、法の対象から外れるものの、何らかの支援が必要な方、また支援困難者などへの対応、さらには市内障害福祉サービスにおける支援の質を担保するための職員研修や人材の育成等の後方支援をしていくことこそが、公の役割と認識し、果たすべき役割の転換を図るべきと判断する。

### ② 公立施設の民営化について

(結論)

公立施設は初期の目標に到達しているため、新たなサービスニーズへの対応へ転換が必要とされており、移行できるものは民営化するべきである。

(理由)

公立施設の民営化については、毎年多額の支出超過が生じている現状を考えると、推進をしていかざるを得ないものとする。

サービスの望ましい姿を実現するためには、施設の大規模改修や新たなサービス展開のための人員配置などが必要となる。しかしながら老朽化した施設の修繕費や毎年約2億9,000万円もの支出超過の運営体質など財政的な課題も多く抱え、利用者ニーズに対応するサービスの更なる向上は難しい現状がある。

一方、本市においては、社会福祉法人はもとより、NPO法人、株式会社など多様な事業主体の参入が図られ、これらの民間法人が多くの障害福祉サービスを実施して障害のある方の地域生活を支えている。

このように民間の力がますます高まってきている中、障害のある方の多様なニーズに応えていくためには、民間のノウハウや活力を積極的に導入し、対応していくことが重要である。その実現方法として公立施設を民営化していくことは有効な手段であり、そこで削減された行政コストを新たなニーズへの効果的な対応を図ることへと振り向けていくべきであるとする。

なお、具体的な民営化の手法等については、今後の社会動向や市民ニーズ等を勘案し、適宜、最適な方法を採用すべきであるとするが、現状の障害福祉サービスの課題を十分踏まえた、サービスの望ましい姿を実現できるような民営化を推進していくべきであるとする。また、これらの答申は、今後検討される障害福祉計画に繋がっていくものである。

## V. 附帯意見について

3回にわたる審議を通じて、各委員より数多くの有益な意見が提案された。  
今後の公立(行政)の新たな役割を含め、下記の意見を参考にしてもらいたい。

### 主な意見

- ・採算性の面で、民間が実施することが難しいサービスの計画的整備の推進
- ・高次脳機能障害等、市内に不足しているサービスの充足
- ・短期間では支援の方向性が見出せない等、処遇困難ケースへの対応
- ・将来的に予期せぬ新たな障害への速やかな対応
- ・身寄りのない方、低所得者層への支援の充実
- ・重度障害者の意思尊重のための成年後見人の公共性の保持を図る
- ・就労している人のフォローアップの充実
- ・自立支援協議会を通じての民営化に伴うサービスの検討
- ・現在の公立施設民営化の際は、当事者、家族に内容説明をし、理解を得ること
- ・答申を反映したグランドデザインの作成